

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省老人保健課 総務課 高齢者支援課 認知症施策・地域介護推進課

介護保険最新情報

今回の内容

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び
運営に関する基準等の一部を改正する省令
の公布について

計 121 枚（本紙を除く）

Vol.916

令和3年1月25日

厚生労働省 老 健 局

老人保健課、総務課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただけますよう
よろしくお願いたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3948、3909、3971、3979)
FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和3年1月25日

都道府県
指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局老 人 保 健 課
総 務 課
高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を
改正する省令の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く
御礼申し上げます。

先般の社会保険審議会介護給付費分科会におきまして、指定居宅サービス等
の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正案に係る答申等を得られた
ところですので。

本日、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一
部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）が別添のとおり公布されま
した。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、
令和3年4月1日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお
願い申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する令
(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の 一部改正)

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第三十七号。附則において「居宅サービス等職種」という）の一部を次の表のように改正する。
(後掲部分は改正部分)

改	正	後
目次		
第一章 第十四章 (略)		
第十五章 雑則 (第二百七条)		
附則 (趣旨)		
第一条 基準 該指定サービス等の事業に係る介護保険法（平成十九年法律第百二十三号。以下「法」という）第四十二條第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービス等の事業に係る法第七十二條の二第三項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービス等の事業に係る法第七十四條第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に準じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。		
一・二 (趣)		
三 法第四十二條第二項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つてき基準（第八條第一項（第四十三條、第五十五條、第九十九條及び第二百三十五條において準用する場合に限る）、第九條（第四十三條、第五十八條、第九十九條、第四百十條の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る）、第三十一條第三項（第四十三條及び第五十八條において準用する場合に限る）、第三十三條（第四十三條、第五十八條、第九十九條、第四百十條の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る）、第三十七條（第四十三條、第五十八條、第九十九條、第四百十條の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る）、第四十二條の二、第四十三條の二（第九十九條において準用する場合に限る）、第四十四條の三（第九十九條において準用する場合に限る）、第九十九條の三、第四百十條の三十二において準用する場合に限る）、第四百十條の三十二において準用する場合に限る）、第四百十八條第四項及び第五項（第四百十條の三十二において準用する場合に限る）、第四百二十條第三項（第四百十條の三十二において準用する場合に限る）の規定による基準		
四・六 (趣)		
七 法第七十二條の二第二項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つてき基準（第八條第二項（第三十九條の三及び第九十五條の三において準用する場合に限る）、第九條（第二十九條の三、第九十五條の三及び第九十四條の十五において準用する場合に限る）、第二十五條（第三十九條の三において準用する場合に限る）、第三十三條（第三十九條の三、第九十五條の三及び第九十四條の十五において準用する場合に限る）、第三十七條（第三十九條の三及び第九十四條の十五において準用する場合に		

○厚生労働省令第九号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）若くは福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）及び社会福祉法（昭和二十六年法律第百十五号）の規定に於て、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和三年一月二十五日 厚生労働大臣 田村 憲久

改	正	前
目次		
第一章 第十四章 (略)		
附則 (趣旨)		
第一条 基準 該指定サービス等の事業に係る介護保険法（平成十九年法律第百二十三号。以下「法」という）第四十二條第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービス等の事業に係る法第七十二條の二第三項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービス等の事業に係る法第七十四條第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に準じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。		
一・二 (趣)		
三 法第四十二條第二項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つてき基準（第八條第一項（第四十三條、第五十八條、第九十九條及び第二百三十五條において準用する場合に限る）、第九條（第四十三條、第五十八條、第九十九條、第四百十條の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る）、第三十一條第三項（第四十三條及び第五十八條において準用する場合に限る）、第三十三條（第四十三條、第五十八條、第九十九條、第四百十條の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る）、第三十七條（第四十三條、第五十八條、第九十九條、第四百十條の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る）、第四十二條の二、第四十三條の二（第九十九條において準用する場合に限る）、第九十九條の三、第四百十條の三十二において準用する場合に限る）、第四百十條の三十二において準用する場合に限る）、第四百十八條第四項及び第五項（第四百十條の三十二において準用する場合に限る）の規定による基準		
四・六 (趣)		
七 法第七十二條の二第二項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つてき基準（第八條第二項（第三十九條の三及び第九十五條の三において準用する場合に限る）、第九條（第二十九條の三、第九十五條の三、第九十五條の三及び第九十四條の十五において準用する場合に限る）、第二十五條（第三十九條の三において準用する場合に限る）、第三十三條（第三十九條の三、第九十五條の三及び第九十四條の十五において準用する場合に限る）、第三十七條（第三十九條の三及び第九十四條の十五において準用する場合に		

第五十三條 (運営規程) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一七 (一七) 虐待の防止のための措置に関する事項

九八 (九八) (勤務体制の確保)

第五十三條の一 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

第三十二條 (一) 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

第三十二條 (二) 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した報告を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにし、同項の規定による規程に代えることができる。

第三十六條の一 (一) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建築物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建築物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行おう努めなければならない。

第三十七條の一 (一) 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

第四十三條 第一節及び第四節(第十五条、第二十条第一項、第二十五条、第二十九条の二並びに第三十六条第五項及び第六項を除く。)の規定は「基準該当訪問介護」の事業について準用する。

第三十二條 (二) 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した報告を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにし、同項の規定による規程に代えることができる。

第三十六條の一 (一) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建築物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建築物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行おう努めなければならない。

第三十七條の一 (一) 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

第四十三條 第一節及び第四節(第十五条、第二十条第一項、第二十五条、第二十九条の二並びに第三十六条第五項及び第六項を除く。)の規定は「基準該当訪問介護」の事業について準用する。

第五十三條 (運営規程) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一七 (一七) 虐待の防止のための措置に関する事項

九八 (九八) (勤務体制の確保)

第五十三條の一 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

第三十二條 (一) 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

第三十二條 (二) 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した報告を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにし、同項の規定による規程に代えることができる。

第三十六條の一 (一) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建築物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建築物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行おう努めなければならない。

第三十七條の一 (一) 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

第四十三條 第一節及び第四節(第十五条、第二十条第一項、第二十五条、第二十九条の二並びに第三十六条第五項及び第六項を除く。)の規定は「基準該当訪問介護」の事業について準用する。

第三十二條 (一) 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

第三十二條 (二) 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した報告を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにし、同項の規定による規程に代えることができる。

第三十六條の一 (一) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建築物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建築物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行おう努めなければならない。

第三十七條の一 (一) 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

第四十三條 第一節及び第四節(第十五条、第二十条第一項、第二十五条、第二十九条の二並びに第三十六条第五項及び第六項を除く。)の規定は「基準該当訪問介護」の事業について準用する。

應に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と第四十八条第二項中「法定代理受領す」として該当しない指定訪問介護」とあるのは「看護訪問介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第七十三条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という）を定めなければならない。

- 一 一六 (略)
七 七 (略)
八 八 (略)

第七十四条 第八条、第九条、第十二条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第三十条から第三十四條まで、第三十五條から第三十八條まで及び第五十二條の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中訪問介護員等とあるのは「看護師等」と、第八条第一項中「第二十九條」とあるのは「第七十三條」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、状態」と読み替えるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱い方針)

第八十条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方法は、次に掲げるようにによるものとする。

- 一 一四 (略)
五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第五十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅ササヒス計画の策定に位置付けた指定居宅ササヒス等（法第八十二条第四項に規定する指定居宅ササヒス等をいう）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という）により構成される会議（以下この章において「利用者等」という）が参加する場において、ササヒス提供業務等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない（以下同じ））の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なササヒスを提供する。

(運営規程)

第八十二条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という）を定めなければならない。

- 一 一五 (略)
七 七 (略)

いる浴槽その他の設備及び備品等」と第四十八条第二項中「法定代理受領す」として該当しない指定訪問介護」とあるのは「看護訪問介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第七十三条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という）を定めなければならない。

- 一 一六 (略)
七 七 (略)

第七十四条 第八条、第九条、第十二条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第三十条から第三十四條まで、第三十五條から第三十八條まで及び第五十二條の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中訪問介護員等とあるのは「看護師等」と、第八条中「第二十九條」とあるのは「第七十三條」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、状態」と読み替えるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱い方針)

第八十条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方法は、次に掲げるようにによるものとする。

- 一 一四 (略)
五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第五十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅ササヒス計画の策定に位置付けた指定居宅ササヒス等（法第八十二条第四項に規定する指定居宅ササヒス等をいう）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という）により構成される会議（以下同じ））の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なササヒスを提供する。

(運営規程)

第八十二条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という）を定めなければならない。

- 一 一五 (略)
七 七 (略)

(運用)

第八十三条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六條、第三十条から第三十三條まで、第三十五條から第三十八條まで、第五十二條及び第六十四條の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第八条第一項中「第二十九條」とあるのは「第八十二条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、状態」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱い方針)

第八十九条 (略)

二 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方法は、次に掲げるようにによるものとする。

- 一 一三 (略)
四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養士適切な居宅ササヒスが提供されるために必要と認められる場合又は居宅ササヒス提供事業者若しくは居宅ササヒス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅ササヒス事業者に対し、居宅ササヒス計画の作成、居宅ササヒスの提供等に必要と認められる場合は、助言を行わなければならない。
五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅ササヒス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、ササヒス提供委員会に参加することにより行われなければならない。
六 前号の場において、ササヒス提供委員会への参加しなかったが困難な場においては、居宅介護支援事業者又は居宅ササヒス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行われなければならない。

七 (略)

三 歯科衛生士又は歯科療養士が行う指定居宅療養管理指導の方法は、次に掲げるようにによるものとする。

- 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、巡回巡回を行う。
二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、認知丁寧に行うことと併せて、利用者又はその家族に対し、療養士が必要な事項について、理解しやすいつつ指導又は説明を行う。
三 常に利用者若しくは、心身の状況及びその置かれている状態の的確な把握に努め、利用者に対し適切なササヒスを提供する。
四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診察記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

(運営規程)

第九十条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という）を定めなければならない。

- 一 一五 (略)
七 七 (略)

第九十一条 第八条から第十三条まで、第十六條、第十八條、第十九條、第二十二條、第二十六條、第三十条から第三十三條まで、第三十五條から第三十八條まで、第五十二條及び第六十四條の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規

(運用)

第八十三条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六條、第三十条から第三十三條まで、第三十五條から第三十八條まで、第五十二條及び第六十四條の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第八条中「第二十九條」とあるのは「第八十二条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、状態」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱い方針)

第八十九条 (略)

二 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が行う指定居宅療養管理指導の方法は、次に掲げるようにによるものとする。

- 一 一三 (略)
四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(運営規程)

第九十条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という）を定めなければならない。

- 一 一五 (略)
七 七 (略)

第九十一条 第八条から第十三条まで、第十六條、第十八條、第十九條、第二十二條、第二十六條、第三十条から第三十三條まで、第三十五條から第三十八條まで、第五十二條及び第六十四條の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規

定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅介護管理指導従業者」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第九十条」と、第二十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第二十五条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第百条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第五節を除く）において「運営規程」という。）を定めなければならない。

一（九）(趣)

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 (趣) (勤務体制の確保等)

第百一条 (趣)

三 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、並びに第八条第二項に規定する政令で定める資格の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に関する基礎的な研修を定期的に実施し、必要は措置を講じなければならない。

四 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は露骨な関係を含む言動として業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第百三条 (趣)

二 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が求められるよう訓練に努めなければならない。

(衛生管理等)

第百四条 (趣)

二 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を総合的に実施し、(以下)「感染症対策等」を用いることとする。なお、(以下)「一回以上開催すること」と、その実施に付いて、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を整備すること。

三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に及び、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

(地域との連携等)

第百四条之二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図る等の取組との交流に努めなければならない。

二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用料からの苦情に付いて、市町村等が関係する者が相談及び調停を行う事業その他の市町村が実施する事業に参画するよう努めなければならない。

定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅介護管理指導従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第九十条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第百条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第五節を除く）において「運営規程」という。）を定めなければならない。

一（九）(趣)

十一 (新設) (趣)

十一 (勤務体制の確保等)

第百一条 (趣)

三 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(非常災害対策)

第百三条 (趣)

(新設)

(衛生管理等)

第百四条 (趣)

二 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるものなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

三 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第百四条之三・第百四条之四 (趣)

(趣)

第百五条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十二條、第二十六條、第二十七條、第三十條之二、第三十二條から第三十四條まで、第三十五條、第三十六條、第三十七條之二、第三十八條及び第五十二條の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第八條第一項中「第二十九条」とあるのは「第九十条」と、同項、第二十七條、第三十條之二、第三十二條第一項並びに第三十七條之二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(趣)

第百五条之三 第八條から第十七條まで、第十九條、第二十二條、第二十六條、第二十七條、第三十條之二、第三十二條から第三十四條まで、第三十五條、第三十六條、第三十七條之二、第三十八條、第五十二條、第九十四條及び第九十五條第四項並びに前項（第九十五條を除く）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第八條第二項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第九百条に規定する運営規程をいう。）並びに第二十三條第一項において同じ。」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十七條、第三十條之二第二項、第三十二條第一項並びに第三十七條之二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第九十五條第四項中「面談」は「面談」の場合（共生型通所介護事業者が第二項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第九十九條第三号、第九十九條第五号、第百二條第三項及び第四項並びに第百四條第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百四條之四第二項第三号中「次条において準用する（第二十六條）」とあるのは「第二十六條」と、同項第四号中「次条において準用する（第三十六條第三項）」とあるのは「第三十六條第三項」と読み替えるものとする。

(趣)

第百九條 第八條から第十四條まで、第十六條、第十七條、第十九條、第二十二條、第二十六條、第二十七條、第三十條之二、第三十二條から第三十四條まで、第三十五條、第三十六條（第五項及び第六項を除く）、第三十七條之二、第三十八條、第五十二條、第九十二條及び第九十六條第一項及び第九十五條を除く）の規定は、基幹型通所介護の事業について準用する。この場合において、第八條第一項中「第二十九条」とあるのは「第九十条」と、同項、第二十七條、第三十條之二第一項、第三十二條第一項並びに第三十七條之二第二号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十九條第一項中「内容」は「指定通所介護に付いて法第四十條第六項の規定により利用者から代わって受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基幹型通所介護」と、第九十六條第三項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基幹型通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前二項」と読み替えるものとする。

第百四条之一・第百四条之三 (趣)

(趣)

第百五条 第八條から第十七條まで、第十九條、第二十二條、第二十六條、第二十七條、第三十二條から第三十四條まで、第三十五條から第三十六條の二まで、第三十八條及び第五十二條の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第八條中「第二十九条」とあるのは「第九十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十二條中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(趣)

第百五条之三 第八條から第十七條まで、第十九條、第二十二條、第二十六條、第二十七條、第三十二條から第三十四條まで、第三十五條から第三十六條の二まで、第三十八條及び第五十二條、第九十二條、第九十四條及び第九十五條第四項並びに前項（第九十五條を除く）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第八條第二項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第九百条に規定する運営規程をいう。）並びに第二十三條において同じ。」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十七條及び第三十二條中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第九十五條第四項中「面談」は「面談」の場合（共生型通所介護事業者が第二項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第九十九條第二号、第九十九條第五号及び第百二條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百四條之三第二項第二号中「次条において準用する（第二十九條第二項）」とあるのは「第二十九條第二項」と、同項第三号中「次条において準用する（第三十六條）」とあるのは「第三十六條」と、同項第四号中「次条において準用する（第三十六條第一項）」とあるのは「第三十六條第一項」と読み替えるものとする。

(趣)

第百九條 第八條から第十四條まで、第十六條、第十七條、第十九條、第二十二條、第二十六條、第二十七條、第三十二條から第三十四條まで、第三十五條、第三十六條（第五項及び第六項を除く）、第三十七條之二、第三十八條、第五十二條、第九十二條及び第九十六條第一項及び第九十五條を除く）の規定は、基幹型通所介護の事業について準用する。この場合において、第八條中「第二十九条」とあるのは「第九十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十九條中「内容」は「指定訪問介護に付いて法第四十二條第四項の規定により利用者から代わって受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基幹型通所介護」と、第三十二條中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基幹型通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前二項」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第百十七条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。
 一 入居(新設)
 十九 虐待の防止のための措置に関する事項
 十 衛生管理(新)

第百十八条 (新設)
 二 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講ずるものなければならない。
 一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染防止対策及びまん延の防止のための対策を執行する委員会(以下この種措置調整委員会と称する)を設け、おおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
 二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症予防及びまん延の防止のための対策を整備すること。
 三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
 (運用)

第百十九条 第八十条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十条の二、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで、第六十四条第九号及び第百一条から第百三条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業にこれに準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第八十条第一項中「第三十九条」とあるのは「第百十七条」と、第三十二条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十一条第三項及び第四項中「訪問介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。
 (従業者の負裁)

第百二十一条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)として置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たっては、従業者(以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)の負裁は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サ―ビス等基準第百十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を受けて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サ―ビス等基準第三十八条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において「第百三十八条において同じ。」の数の旨をいう。以下この節から第四節

(運営規程)
第百十七条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。
 一 入居(新設)
 九 (新設)
 十 衛生管理(新)

第百十八条 (新設)
 二 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講ずるものなければならない。
 (新設)
 (新設)
 (運用)

第百十九条 第八十条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで、第六十四条第九号及び第百一条から第百三条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第八十条第一項中「第三十九条」とあるのは「第百十七条」と、第三十二条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。
 (従業者の負裁)

第百二十一条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)として置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たっては、従業者(以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)の負裁は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サ―ビス等基準第百十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を受けて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サ―ビス等基準第三十八条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において「第百三十八条において同じ。」の数の旨をいう。以下この節から第四節

までにおいて同じ。)が四十人を超えなれば指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の事業との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することとできる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないこととできる。
 一 医師 一人以上
 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその二割数を増すことにより一人以上
 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその二割数を増すことにより一人以上
 四 栄養士 一人以上
 五 機能訓練指導員 一人以上
 六 (新設)
 七 (新設)

五 第二項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である施設事業所の場合には、生活相談員、介護職員及び看護職員のうちいずれも常勤で配置しないことができる。
 六 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であつても、利用者の状態に応じ、必要がある場合には、相談、診療所又は指定訪問看護サ―ション(併設事業所にあつては、併設施設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設施設」という。)を含む)との密な連携により看護職員を確保することとする。
 (新設)

七 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受けて、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サ―ビス等基準第百十九条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たすこととみなすことができる。
 (設備及び備品等)

第百二十四条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しなかつた建物を除く)は、耐火建築物(建設基準法(昭和二十五年法律第二百二号)第三十九条の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の旨のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建りの指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。
 一 (新設)
 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を組織しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長(消防法)の上、第百四十二条において準用する第百三条に規定する計画に利用者の口消火迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 ロ 第百四十二条において準用する第百三条第二項に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 ハ (新設)

までにおいて同じ。)が四十人を超えなれば指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の事業との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することとできる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないこととできる。
 一 医師 一人以上
 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその二割数を増すことにより一人以上
 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその二割数を増すことにより一人以上
 四 栄養士 一人以上
 五 機能訓練指導員 一人以上
 六 (新設)
 七 (新設)

五 第二項第三号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員をそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合には、この限りでない。
 (新設)

七 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受けて、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サ―ビス等基準第百十九条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たすこととみなすことができる。
 (設備及び備品等)

第百二十四条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しなかつた建物を除く)は、耐火建築物(建設基準法(昭和二十五年法律第二百二号)第三十九条の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の旨のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建りの指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。
 一 (新設)
 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を組織しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長(消防法)の上、第百四十二条において準用する第百三条に規定する計画に利用者の口消火迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 ロ 第百四十二条において準用する第百三条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 ハ (新設)

2. 3 (略)
4 併設事業所の場合には、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所又は併設本施設
の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本施設の入所者又
は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本施設の前各号に掲げる設備（居室を除
く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

百三十七条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に關
する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
一 八 (略)
九 虐待の防止のための措置に関する事項
十 (略)
十一 (略)
十二 (略)

百四十条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十六
条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで、第三十
六条の二第二項を除く。、第五十二条、第二百一条、第二百三條及び第四百四條は、指定短期入所生
活介護の事業に於て適用する。この場合において、第三十條の二第二項、第三十二條第一項
並びに第三十七條の二第一号及び第三十條中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従
業者」と、第二百三條第三項及び第四項並びに第四百四條第一項第一号及び第三号中「訪問介護従
業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

百四十条の四 エニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「エニット型指定短期
入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「エニット型指定短期入所生活
介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために附属しない附風の建築物を除く。）は、
耐火建築物とならなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平
屋建てのエニット型指定短期入所生活介護事業所の建物に於ては、準耐火建築物とすることが
できる。
一 (略)
二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
イ 当該エニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防又は消防防滅隊と
相談の上、第四百四十条の十三において適用する第五百四十一條において適用する第五百三十一
項に規定する計画に利用者の口外から迅速な避難を確保するために必要な事項を定めるこ
と。
ロ 第四百四十条の十三において適用する第五百四十条において適用する第五百三十一項に規定
する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
ハ (略)
ニ (略)

2. 5 (略)

2. 3 (略)
4 併設事業所の場合には、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所又は併設事業
所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本施設」という。）の効率的
運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本施設の入所者又は入院患
者の処遇に支障がないときは、当該併設本施設の前各号に掲げる設備（居室を除く。）を指
定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

百三十七条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に關
する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
一 八 (略)
九 (略)
十 (略)
十一 (略)

百四十条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十六
条、第三十條から第三十四條まで、第三十五条から第三十八條まで、第五十二條、第二百一
條、第二百三條及び第四百四條は、指定短期入所生活介護の事業に於て適用する。この場合におい
て、第三十二條中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百三條第三項中
「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

百四十条の四 エニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「エニット型指定短期
入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「エニット型指定短期入所生活
介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために附属しない附風の建築物を除く。）は、
耐火建築物とならなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平
屋建てのエニット型指定短期入所生活介護事業所の建物に於ては、準耐火建築物とすることが
できる。
一 (略)
二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
イ 当該エニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防又は消防防滅隊と
相談の上、第四百四十条の十三に於て適用する第五百四十條において適用する第五百三十一條に規
定する計画に利用者の口外から迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
ロ 第四百四十条の十三において適用する第五百四十條に於て適用する第五百三十一條に規定する訓
練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
ハ (略)
ニ (略)

2. 5 (略)

第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
一 エニット
イ 居室
(1) (略)
(2) 居室は、いずれかのエニットに属するものとし、当該エニットの共同居室若しくは近接し
て一体的に設けること。ただし、一のエニットの利用職員（当該エニット型指定短期入
所生活介護事業所において同一エニット型指定短期入所生活介護の提供を受けること
ができる利用者（当該エニット型指定短期入所生活介護事業者がエニット型指定介護予
防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サリトシ等基準第五百五十三條第一項に規定す
るエニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の提供を併せて
受け、かつ、エニット型指定短期入所生活介護の事業とエニット型指定介護予防短期入
所生活介護の事業（指定介護予防サリトシ等基準第五百五十一條に規定するエニット型指
定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体
的に運営されている場合にあつては、エニット型指定短期入所生活介護又はエニット型
指定介護予防短期入所生活介護の利用者（第四百四十条の十二において同じ。）の数の上限
をいう。以下この節において同じ。）は、原則としてそれぞれ十人以上とし、十五人を超
えないものとする。
(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とする。また、「エニット
」に属する居室を改修し、そのについては、前項各号の規程の趣旨を考慮して、居室を
隔てる壁に開口して、天井の間に一定の隙間を生じても差し支えない。
(4) (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
六 (略)
七 (略)
八 (略)
九 (略)
十 (略)
十一 (略)
十二 (略)

百四十条の十一 エニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営について
の重要事項に關する規程を定めておかなければならない。
一 九 (略)
十 (略)
十一 虐待の防止のための措置に関する事項
十二 (略)
十三 (略)
十四 (略)
十五 (略)

百四十条の十二の二 (略)
2. 3 (略)
4 エニット型指定短期入所生活介護事業者は、訪問介護従業者の資質の向上のために、
その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該エニット型指定短期入所生活介護事
業者は、全ての訪問介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、
法第八十條第二項に規定する政令で定める資格を有する者その他これに類する者を除く。）
に対し、認知症に陥る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなら
ない。
5 エニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なエニット型指定短期入所生活介護の提供
を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は性的な関係を背景として言動で
あつて業務上必要な相対的な行動を定めたものにより短期入所生活介護従業者の職業環境が害
されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(新設)

第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
一 エニット
イ 居室
(1) (略)
(2) 居室は、いずれかのエニットに属するものとし、当該エニットの共同居室若しくは近接し
て一体的に設けること。ただし、一のエニットの利用職員（当該エニット型指定短期入
所生活介護事業所において同一エニット型指定短期入所生活介護の提供を受けること
ができる利用者（当該エニット型指定短期入所生活介護事業者がエニット型指定介護予
防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サリトシ等基準第五百五十三條第一項に規定す
るエニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の提供を併せて
受け、かつ、エニット型指定短期入所生活介護の事業とエニット型指定介護予防短期入
所生活介護の事業（指定介護予防サリトシ等基準第五百五十一條に規定するエニット型指
定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体
的に運営されている場合にあつては、エニット型指定短期入所生活介護又はエニット型
指定介護予防短期入所生活介護の利用者（第四百四十条の十二において同じ。）の数の上限
をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね十人以上としなければならない。
(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とする。また、「エニット
」に属する居室を改修し、そのについては、前項各号の規程の趣旨を考慮して、居室を
隔てる壁に開口して、天井の間に一定の隙間を生じても差し支えない。
(4) (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
六 (略)
七 (略)
八 (略)
九 (略)
十 (略)
十一 (略)
十二 (略)

百四十条の十一 エニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営について
の重要事項に關する規程を定めておかなければならない。
一 九 (略)
十 (略)
十一 虐待の防止のための措置に関する事項
十二 (略)
十三 (略)
十四 (略)
十五 (略)

百四十条の十二の二 (略)
2. 3 (略)
4 エニット型指定短期入所生活介護事業者は、訪問介護従業者の資質の向上のために、
その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該エニット型指定短期入所生活介護事
業者は、全ての訪問介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、
法第八十條第二項に規定する政令で定める資格を有する者その他これに類する者を除く。）
に対し、認知症に陥る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなら
ない。
5 エニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なエニット型指定短期入所生活介護の提供
を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は性的な関係を背景として言動で
あつて業務上必要な相対的な行動を定めたものにより短期入所生活介護従業者の職業環境が害
されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(新設)

百四十条の十五 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで、第三十六条の二(第二項を除く)、第五十二条、第九十一条、第九十三条、第九十四条、第九十五条及び第九十六条並びに第四節(第九十七条第一項及び第四十条を除く)の規定は、其生短期間入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二(第二項中「訪問介護員等」とあるのは「生短期間入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「生短期間入所生活介護従業者」という。))と、第十二条第二項中「運営規程」とあるのは「運営規程(第九十七条に規定する運営規程をい。第九十一条第一項において同じ。))と、同項並びに第三十条の二(第二項中「訪問介護員等」とあるのは「生短期間入所生活介護従業者」と、第九十二条第三項及び第四項並びに第九十四条第二項第二号及び第三号中「選外介護従業者」とあるのは「其生短期間入所生活介護従業者」と、第九十五条第二項中第九十九条第一項及び第九十九条の二(第二項第二号中「次条において準用する第九十九条」とあるのは「第九十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六條第二項」とあるのは「第三十六條第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十七條第二項」とあるのは「第三十七條第二項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)
百四十条の十七 其生短期間入所生活介護事業者が基礎的短期間入所生活介護施設として置くべき従業者(以下この節において「短期間入所生活介護従業者」という)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の従業者との連携を図ることにより当該基礎的短期間入所生活介護施設の効率的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がなからば、第三号の従業者を置かないことができる。
一 生活相談員 一人以上
二 介護職員(介護職員 常勤勤務方法で、利用者(当該基礎的短期間入所生活介護事業者が基礎的短期間入所生活介護の事業と基礎的介護予防短期間入所生活介護(指定介護予防サ―ビス等)第九十九条に規定する基礎的介護予防短期間入所生活介護をい。以下同じ)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基礎的短期間入所生活介護又は基礎的介護予防短期間入所生活介護の利用者)以下この条及び第九十九条の二十九において同じ)の数が三又はその半数を超過することを「以上」とする。
三 栄養士 一人以上
四 機能訓練指導員 一人以上
五 (略)

(運用)
百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで、第三十六条の二(第二項を除く)、第五十二条、第九十一条、第九十三条、第九十四条、第九十五条及び第九十六条並びに第四節(第九十七条第一項及び第四十条を除く)の規定は、其生短期間入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第一項中内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支拂を受け

百四十条の十五 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで、第三十六条の二(第二項を除く)、第五十二条、第九十一条、第九十三条、第九十四条、第九十五条及び第九十六条並びに第四節(第九十七条第一項及び第四十条を除く)の規定は、其生短期間入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第九十七条に規定する運営規程をい。第九十三条第二十五條第一項において同じ。))と「訪問介護員等」とあるのは「生短期間入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「生短期間入所生活介護従業者」という。))と、第九十二条第三項中「選外介護従業者」とあるのは「其生短期間入所生活介護従業者」と、第九十五条第二項中「第九十九条第一項及び第九十九条の二(第二項第二号中「次条において準用する第九十九条」とあるのは「第九十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六條第二項」とあるのは「第三十六條第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十七條第二項」とあるのは「第三十七條第二項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)
百四十条の十七 其生短期間入所生活介護事業者が基礎的短期間入所生活介護施設として置くべき従業者(以下この節において「短期間入所生活介護従業者」という)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の従業者との連携を図ることにより当該基礎的短期間入所生活介護施設の効率的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がなからば、第三号の従業者を置かないことができる。
一 生活相談員 一人以上
二 介護職員(介護職員 常勤勤務方法で、利用者(当該基礎的短期間入所生活介護事業者が基礎的短期間入所生活介護の事業と基礎的介護予防短期間入所生活介護(指定介護予防サ―ビス等)第九十九条に規定する基礎的介護予防短期間入所生活介護をい。以下同じ)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基礎的短期間入所生活介護又は基礎的介護予防短期間入所生活介護の利用者)以下この条及び第九十九条の二十九において同じ)の数が三又はその半数を超過することを「以上」とする。
三 栄養士 一人以上
四 機能訓練指導員 一人以上
五 (略)

(運用)
百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条(第五項及び第六号を除く)、第三十六条の二(第一号及び第三十八條まで)、第三十二条、第九十一条、第九十三条、第九十四条、第九十五条並びに第四節(第九十七条第一項及び第四十条を除く)の規定は、其生短期間入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第一項中内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支拂を受ける居宅介護サービス費の額

る居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基礎的短期間入所生活介護」と、第三十条の二(第二項、第三十二条(第一号及び第三十七條)中「訪問介護員等」とあるのは「短期間入所生活介護従業者」と、第九十一条第三項及び第四項並びに第九十四条第二項第二号及び第三号中「選外介護従業者」とあるのは「短期間入所生活介護従業者」と、第九十七条第二項中法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基礎的短期間入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第九十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第九十八条第二項中「栄養士」とあるのは「栄養士等」と、第九十九条の二(第二項第二号中「次条において準用する第九十九条第二項」とあるのは「第九十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六條第二項」とあるのは「第三十六條第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十七條第二項」とあるのは「第三十七條第二項」と読み替えるものとする。

(運用)
百五十三条 指定短期間入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という)を定めなければならない。
一 六 (略)
七 虐待の防止のための措置に関する事項
八 (略)

(運用)
百五十五条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで、第三十六条の二(第二項を除く)、第五十二条、第九十一条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条及び第九十九条の規定は、指定短期間入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二(第二項、第三十二条第一項及び第三十七條の二(第一号及び第三十三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期間入所療養介護従業者」と、第九十一条第三項及び第四項)中「選外介護従業者」とあるのは「短期間入所療養介護従業者」と、第九十八条第一号及び第三号中「選外介護従業者」とあるのは「短期間入所療養介護従業者」と、第九十九条の二(第二項第二号中「次条において準用する第九十九条」とあるのは「第九十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六條第二項」とあるのは「第三十六條第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十七條第二項」とあるのは「第三十七條第二項」と読み替えるものとする。

(運用)
百五十五条の十 エニット型指定短期間入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
一 六 (略)
七 虐待の防止のための措置に関する事項
八 (略)

(勤務体制の確保)
百五十五条の十一 (略)

エニット型指定短期間入所療養介護事業者は、短期間入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該エニット型指定短期間入所療養介護事業者は、全ての短期間入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護福祉士専門員、

とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基礎的短期間入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期間入所生活介護従業者」と、第九十一条第三項中「選外介護従業者」と、第九十五条第二項中「第九十九条第一項及び第九十九条の二(第二項第二号中「次条において準用する第九十九条」とあるのは「第九十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六條第二項」とあるのは「第三十六條第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十七條第二項」とあるのは「第三十七條第二項」と読み替えるものとする。

(運用)
百五十三条 指定短期間入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という)を定めなければならない。
一 六 (略)
七 (新設)
八 (略)

(運用)
百五十五条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで、第三十六条の二、第九十一条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条及び第九十九条の規定は、指定短期間入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期間入所療養介護従業者」と、第九十一条第三項中「選外介護従業者」とあるのは「短期間入所療養介護従業者」と、第九十五条第二項中「第九十九条第一項及び第九十九条の二(第二項第二号中「次条において準用する第九十九条」とあるのは「第九十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六條第二項」とあるのは「第三十六條第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十七條第二項」とあるのは「第三十七條第二項」と読み替えるものとする。

(運用)
百五十五条の十 エニット型指定短期間入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
一 六 (略)
七 (新設)
八 (略)

(勤務体制の確保)
百五十五条の十一 (略)

エニット型指定短期間入所療養介護事業者は、短期間入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該エニット型指定短期間入所療養介護事業者は、全ての短期間入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護福祉士専門員、

法第八條第二項に規定する政令で定める等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な知識を習得させるため、必要な措置を講じなければならない。

5 エコノミクス利用型特設施設入居者生活介護事業者は、適切なエコノミクス制指定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる特異な言動又は身体的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期又は長期介護従業者の就業環境が害されることを防止するものの方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百八十三条 (趣)

2 15 (趣)

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適化のための対策を検討する委員会(シフト電話相談等)を活用して行うことができるものとするを三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

7 (運営規程)

第百八十九條 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 一八 (趣)

十九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 (略)

(勤務体制の調整等)

第百九十条 (趣)

2 3 (趣)

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者(看護師、准看護師、介護士、介護支援専門員)法第八條第二項に規定する政令で定める等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な知識を習得させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる特異な言動又は身体的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期又は長期介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百九十二条 第十二条、第十三条、第十四条、第二十条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条及び第三十二条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第一項、第三十二条第一項並びに第三十七條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは、「指定特定施設従業者」と、第五十一条中「訪問介護員等」とあるのは、「指定特定施設従業者」と、第五十二条中「訪問介護員等」とあるのは、「指定特定施設従業者」と及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは、「指定特定施設従業者」と読み替へるものとする。

(運営規程)

第百九十二条の九 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 九 (趣)

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 (略)

(準用)

第百九十二条の十二 第十二条、第十三条、第十四条、第二十条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十条、第六十一条から第六十一条まで、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条及び第六十九条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは、「指定特定施設の従業者」と、第三十二条第一項中「訪問介護員等」とあるのは、「外部サービス利用型指定特定施設従業者」と、第三十二条第二項中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは、「指定特定施設入居者生活介護」と、第五十二条中「訪問介護員等」とあるのは、「指定特定施設入居者生活介護」と、第五十三条中「訪問介護員等」とあるのは、「指定特定施設入居者生活介護」と、第六十一条中「他の指定特定施設従業者」とあるのは、「他の外部サービス利用型指定特定施設従業者及び委託居宅サービス事業者」と、第六十二条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは、「基本サービス」と読み替へるものとする。

(運営規程)

第二百条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 五 (趣)

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 (略)

(衛生管理等)

第二百三条 (趣)

2 15 (趣)

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業において感染症が発生し、又はまゝに発生しないよう、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉用具貸与事業所に付する感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(シフト電話相談等)を活用して行うこと(以下これを「委員会」とする)を毎月及び六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉用具貸与事業所に付する感染症の予防及びまん延の防止のための対策を整備すること。

三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(新設)

(指定特定施設入居者生活介護の取扱い)

第百八十三条 (趣)

2 15 (趣)

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

7 (運営規程)

第百八十九條 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 一八 (趣)

十九 (新設)

九 (略)

(勤務体制の調整等)

第百九十条 (趣)

2 3 (趣)

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(準用)

第百九十二条 第十二条、第十三条、第十四条、第二十条、第二十六条、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条及び第五十二条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは、「指定特定施設従業者」と、第五十一条中「訪問介護員等」とあるのは、「指定特定施設従業者」と読み替へるものとする。

(運営規程)

第百九十二条の九 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 九 (趣)

十 (略)

(準用)

第百九十二条の十二 第十二条、第十三条、第十四条、第二十条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十条、第六十一条から第六十一条まで、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条及び第六十九条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは、「外部サービス利用型指定特定施設従業者」と、第三十二条第二項中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは、「指定特定施設及び多居宅サービス事業所」と、第五十一条中「訪問介護員等」とあるのは、「指定特定施設入居者生活介護」と、第五十二条中「訪問介護員等」とあるのは、「指定特定施設入居者生活介護」と、第六十一条中「他の指定特定施設従業者」とあるのは、「他の外部サービス利用型指定特定施設従業者及び多居宅サービス事業者」と、第六十二条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは、「基本サービス」と読み替へるものとする。

(運営規程)

第二百条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 五 (趣)

六 (略)

(衛生管理等)

第二百三条 (趣)

2 15 (趣)

(新設)

第四十七条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅介護支援（法第四十条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ）の事業に係る第八十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 (略)

二 法第四十七条第二項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十条第二項及び第三項（第三十条において適用する場合に限る）、第五条（第三十条において適用する場合に限る）、第十三条第二項第七号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号、第十八号の二、第十八号の三及び第三十六号（第三十条において適用する場合に限る）、第十九号の二（第三十条において適用する場合に限る）、第二十一条の二（第三十条において適用する場合に限る）、第二十三条（第三十条において適用する場合に限る）、第二十五条（第三十条において適用する場合に限る）並びに第二十七条の二（第三十条において適用する場合に限る）の規定による基準

三 (略)

四 法第八十条第三項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十条第二項及び第三項、第五条、第十三条第二項第七号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号、第十八号の二、第十八号の三及び第三十六号、第九号の二、第二十一条の二、第二十三条、第二十七条並びに第二十七条の二の規定による基準

五 (略)

第二条の二 (新設)

2、4 (略)

5、1 (新設)

6 (新設)

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前六箇月に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、居宅用員貸付及び地域密着型通所介護（以下この項において「指定居宅介護」）としてそれぞれ提供された居宅サービス計画の数が占める割合、前六箇月に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に提供された訪問介護等との回数（以下この項において「回数」）のうち一回の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3、8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第二条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げることとする。

一、八 (略)

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に照付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話会議その他の情報通信機器（以下「テレビ電話機器等」という。）を併用して行うことのできるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話機器等の活用について当該利用者の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ）の開催により、利用者の状況等に照する情報を担当者と共に共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容及び、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（主眼の要性腫瘍の患者に限る）の心身の状況等により、主治の医師又は専科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、担当者に必要な照会等により意見を求めることのできるものとする。

十、十八の二 (略)

十八の三 介護支援専門員は、その業務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に照付けた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特別居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特別地域密着型介護サービス費（以下この項において「サービス費」という。）の総額が法第四十三条第一項に規定する居宅介護サービス費等区分支援費の総額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費等区分支援費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがある場合には、当該指定居宅介護支援事業者の居宅サービス計画の（併用）の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

十九、二十七 (略)

第十八条 (運営規程)

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」とい。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

一、五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 (略)

(勤務体制の確保)

第十九条 (略)

2、3 (略)

指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる業務の活動又は感情的負荷を背景とした活動に基づいて業務上必要な合理的な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害され、これを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十七条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅介護支援（法第四十条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ）の事業に係る第八十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 (略)

二 法第四十七条第二項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十条第二項及び第三項（第三十条において適用する場合に限る）、第五条（第三十条において適用する場合に限る）、第十三条第二項第七号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号、第十八号の二及び第三十六号（第三十条において適用する場合に限る）、第十九号の二（第三十条において適用する場合に限る）、第二十一条の二（第三十条において適用する場合に限る）、第二十三条（第三十条において適用する場合に限る）、第二十五条（第三十条において適用する場合に限る）並びに第二十七条（第三十条において適用する場合に限る）の規定による基準

三 (略)

四 法第八十条第三項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十条第二項及び第三項、第五条、第十三条第二項第七号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号、第十八号の二及び第三十六号、第二十三号並びに第二十七条の規定による基準

五 (略)

第二条の二 (新設)

2、4 (略)

(新設)

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前六箇月に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、居宅用員貸付及び地域密着型通所介護（以下この項において「指定居宅介護」）としてそれぞれ提供された居宅サービス計画の数が占める割合、前六箇月に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に提供された訪問介護等との回数（以下この項において「回数」）のうち一回の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3、8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第二条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げることとする。

一、八 (略)

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に照付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ）の開催により、利用者の状況等に照する情報を担当者と共に共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容及び、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（主眼の要性腫瘍の患者に限る）の心身の状況等により、主治の医師又は専科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、担当者に必要な照会等により意見を求めることのできるものとする。

十、十八の二 (略)

十八の三 介護支援専門員は、その業務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に照付けた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特別居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特別地域密着型介護サービス費（以下この項において「サービス費」という。）の総額が法第四十三条第一項に規定する居宅介護サービス費等区分支援費の総額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費等区分支援費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがある場合には、当該指定居宅介護支援事業者の居宅サービス計画の（併用）の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

十九、二十七 (略)

第十八条 (運営規程)

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」とい。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

一、五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 (略)

(勤務体制の確保)

第十九条 (略)

2、3 (略)

指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる業務の活動又は感情的負荷を背景とした活動に基づいて業務上必要な合理的な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害され、これを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十九条の二 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害が発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画及び必要な措置を講じなければならない。

一 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について問及するところ、必要な指導や訓練を定期的に実施しなければならない。

二 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第二十一条の二 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護支援事業所に付与の感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「電話相談等を活用して行うことなどを行うものとする。’)をおおむね月に一回以上開催するよう、その議決について、介護支援専門員に周知徹底を図るよう。

二 当該指定居宅介護支援事業所に付与の感染症の予防及びまん延の防止のための対策を整備するよう。

三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施するよう。

(規 則)

第二十二条 (新 設)

指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した計画を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるように、同項の規定による規程に定めることとなる。

(虐待の防止)

第二十七条の二 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護支援事業所に付与の虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「電話相談等を活用して行うことなどを行うものとする。’)を定期的に開催するよう、その議決について、介護支援専門員に周知徹底を図るよう。

二 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を整備するよう。

三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施するよう。

四 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くよう。

(規 則)

第二十五条 (新 設)

(電磁的記録等)

第三十一条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たっては、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複製その他の文字、図像その他の知覚によつて認識することができる情報)が記載された紙その他の媒体物をいう。以下この条において「画」とは、このように規定されている又は規定されるもの(第二十条(第二十条)において準用する場合を含む。’)及び第三十二条第二十四条(第

(新 設)

(新 設)

(規 則)

第二十二条 (新 設)

(新 設)

(規 則)

第二十二条 (新 設)

(新 設)

(新 設)

三十条において準用する場合を含む。’)及び次に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該電磁的記録(電子的方式、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)とみなすこととなる。

二 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たっては、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という)のうち、この省令の規定に於いて書面で行うことが規定されている又は規定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法を含む。’)によることとなる。

(住居地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準)(一部改正)

第三条 住居地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号、附則において「地域密着型サービス基準」という。)の一部を次の表のように改正する。(省略部分)は改正部分

改 正 後	改 正 前
目次 第一章(第八章(略)) 第九節 規則(第六十三条) <p>附 則</p> <p>第一条 共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百十三号、以下「法」という。)第七十八条の二の第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定地域密着型サービスの事業に係る第七十八条の四第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第七十八条の二の第二項第三号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について市町村が基準を定めるに当たって従うべき基準(第三十七条の二(第三十七条の三)において準用する場合に限る。)、第三十八条(第三十七条の三)において準用する場合に限る。、第三十九条(第三十七条の三)において準用する場合に限る。、第三十二条(第三十七条の三)において準用する場合に限る。、第三十三条(第三十七条の三)において準用する場合に限る。、第三十四条(第三十七条の三)において準用する場合に限る。、第三十五条(第三十七条の三)において準用する場合に限る。の規定による基準</p> <p>三 (略)</p> <p>四 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が基準を定めるときに当たって従うべき基準(第四十条の四第一項(専用の部屋に係る部分に限る。))及び第一項(第六十七号第一項(宿泊室に係る部分に限る。))及び第二項第一号、第九十三条第二項(居室に係る部分に限る。))及び第四項、第三百三十二条第一項第一号、第六十条第二項第一号イ③、第六百七十五第二項(宿泊室に係る部分に限る。))及び第二項第二号口並びに附則第十二条第一項の規定による基準</p> <p>五 (略)</p>	目次 第一章(第八章(略)) 第九節 規則(第六十三条) <p>附 則</p> <p>第一条 共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百十三号、以下「法」という。)第七十八条の二の第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定地域密着型サービスの事業に係る第七十八条の四第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第七十八条の二の第二項第三号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について市町村が基準を定めるに当たって従うべき基準(第三十七条の二(第三十七条の三)において準用する場合に限る。)、第三十八条(第三十七条の三)において準用する場合に限る。、第三十九条(第三十七条の三)において準用する場合に限る。、第三十二条(第三十七条の三)において準用する場合に限る。、第三十三条(第三十七条の三)において準用する場合に限る。、第三十四条(第三十七条の三)において準用する場合に限る。、第三十五条(第三十七条の三)において準用する場合に限る。の規定による基準</p> <p>三 (略)</p> <p>四 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が基準を定めるときに当たって従うべき基準(第四十条の四第一項(専用の部屋に係る部分に限る。))及び第一項(第六十七号第一項(宿泊室に係る部分に限る。))及び第二項第一号、第九十三条第二項(居室に係る部分に限る。))及び第四項、第三百三十二条第一項第一号、第六十条第二項第一号イ③(床間隔に係る部分に限る。))第六百七十五第二項(宿泊室に係る部分に限る。))及び第二項第二号口並びに附則第十二条第一項の規定による基準</p> <p>五 (略)</p>

(新 設)

(新 設)

(規 則)

第二十二条 (新 設)

(新 設)

(業務継続計画の策定等)

第三十条の三十一 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非感染性の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、又は平時の体制で早期の感染開閉を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に定める必要な措置を講じなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の改善を図らなければならない。

(衛生管理等)

第三十一条 (略)

312 (略)

1 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置」という。)を活用して行うことのできるものとする)をおおむね六月一回以上開催することとし、その結果に基づいて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者に周知徹底を図ることとし、

2 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための措置を整備することとし、

3 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施することとし、

(報告)

第三十二条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧することができる。同項に規定する報告にできることとする。

(地域への連携)

第三十三条の三十七 (略)

1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法務百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設け、おおむね六月一回以上、介護・医療連携推進会議に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けることとし、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 4 (略)

(虐待の防止)

第三十条の三十八の二 (略)

1 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことのできるものとする)を定期的に開催することとし、その結果に基づいて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者に周知徹底を図ることとし、

2 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備することとし、

3 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施することとし、

4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(訪問介護員の員数)

第六十条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)として置くべき従業員(以下「指定夜間対応型訪問介護従業員」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第二項ただし書の規定に基づきオペレーター・センターを設置しなれば、組合においては、オペレーター・センター従業員を置かないこととする。

1 オペレーター・センター従業員 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を実施する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業員をいう。以上の章において同じ。)として、以上及び利用者の同意その他の業務を行う者として、以上確保されるために必要な数以上

2 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。

3 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たって訪問介護員等が以上確保されるために必要な数以上とする。

ただし、利用者の同意に支障がない場合は、指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一施設に定める指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職員に代替することとする。

(新設)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

1 指定短期介護事業所

2 指定短期介護事業所

(新設)

(衛生管理等)

第三十一条 (略)

2 (略)

(新設)

(報告)

第三十二条 (略)

(新設)

(地域への連携)

第三十三条の三十七 (略)

1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法務百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設け、おおむね六月一回以上、介護・医療連携推進会議に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けることとし、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 4 (略)

(新設)

(訪問介護員の員数)

第六十条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)として置くべき従業員(以下「指定夜間対応型訪問介護従業員」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第二項ただし書の規定に基づきオペレーター・センターを設置しなれば、組合においては、オペレーター・センター従業員を置かないこととする。

1 オペレーター・センター従業員 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を実施する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業員をいう。以上の章において同じ。)として、以上及び利用者の同意その他の業務を行う者として、以上確保されるために必要な数以上とする。

2 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。

3 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たって訪問介護員等が以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の同意に支障がない場合は、指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一施設に定める指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職員に代替することとする。

(新設)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

1 指定短期介護事業所

2 指定短期介護事業所

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーター・センター・サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、細致の指定訪問介護訪問介護事業所の間の契約に基き、当該複数の指定訪問介護訪問介護事業所が相互に連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの要望を受けることができる。

9 14 (略)

9 15 指定訪問介護事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は差別的な関係を生じた言動であり、業務上必要かつ相当な理由を認めないものにより訪問介護事業所の就業環境が害されることを防止するための有効な明確化等の必要な措置を講じなければならない。

16 (略)

21 指定訪問介護事業所は、指定訪問介護事業所の所在する地域と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

18 第三条の七から第三条の二十一まで、第三条の二十五、第三条の二十六、第三条の三十一から第三条の三十六まで及び第三条の三十八から第三条の三十九までの規定は、夜間対応訪問介護の事業として準用する。この場合において、第三条の七第一項、第三条の十七、第三条の三十一及び第三十二項、第三条の三十一第一項並びに第三十二項第一号及び第三十三、三十三の三十二第一項並びに第三十三の三十八の(一)第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第三十三の三十二中「計画的な責任者」とあるのは「オペレーター・センター従業員(オペレーター・センターを設けない場合にあつては、訪問介護員等)」と、第三十三の三十五中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と「定期巡回・随時対応型訪問介護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

19 (運用)

29 指定地域密着型通所介護事業所は、指定地域密着型通所介護事業所として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という)を定めておかなければならない。

1 19 (略)

11 虐待の防止のための措置に関する事項

11 (略)

10 (勤務体制の確保等)

30 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業所は、地域密着型通所介護事業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員法第八条第二項に規定する場合で定める者等の研修を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る適切な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

三 指定特定施設

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所

五 指定認知症対応型共同生活介護事業所

六 指定地域密着型特定施設

七 指定地域密着型介護老人福祉施設

八 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

九 指定介護老人福祉施設

十 介護老人保健施設

十一 指定介護療養型医療施設

十二 介護医療院

9 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーター・センターサービスの提供に支障がない場合は、第三項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第一項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

14 指定訪問介護事業所は、指定訪問介護事業所として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という)を定めておかなければならない。

1 17 (略)

18 虐待の防止のための措置に関する事項

19 (略)

10 (勤務体制の確保等)

15 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所として、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等により定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を講築し、かつ、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この節において「指定訪問介護事業所等」という)との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者と担わせることができる。

9 前項の規定にかかわらず、指定訪問介護事業所が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を併せて受けている場合は、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とを同一敷地内において一体的に運営せしめる場合(第三十三の三十三第二号ただし書の規定による当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにより市町村長に認められている場合に限る)であつて、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者と担わせることができる。

4 (略)

16 (略)

16 (略)

16 (略)

18 第三条の七から第三条の二十一まで、第三条の二十五、第三条の二十六、第三条の三十一から第三条の三十六まで、第三条の三十八及び第三十三の三十九の規定は、夜間対応型訪問介護の事業として準用する。この場合において、第三条の七第二項、第三条の十七、第三条の三十一及び第三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第三条の三十二中「計画的な責任者」とあるのは「オペレーター・センター従業員(オペレーター・センターを設けない場合にあつては、訪問介護員等)」と、第三条の三十五中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と「定期巡回・随時対応型訪問介護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

19 (運用)

29 指定地域密着型通所介護事業所は、指定地域密着型通所介護事業所として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という)を定めておかなければならない。

1 19 (略)

11 虐待の防止のための措置に関する事項

11 (略)

10 (勤務体制の確保等)

30 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護事業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(運営規程)

14 指定訪問介護事業所は、指定訪問介護事業所として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という)を定めておかなければならない。

1 17 (略)

(新設)

18 (略)

10 (勤務体制の確保等)

15 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所として、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等により定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。

第三十七條 第三系の七から第三系の十一まで、第三系の十三から第三系の十六まで、第三系の十八、第三系の二十、第三系の二十六、第三系の三十一、第三系の三十二から第三系の三十六まで、第三系の三十八の二、第三系の三十九、第四十系及び第四十一系、第四十二系、第二十二系第四項並びに前節(第三十七系を除く)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三系の七第二項中「第三系の二十九に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第三十九系及び第四十一系において同。)」と、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たれる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。))」と、第三系の三十一の二第二項、第三系の三十二及び第三十三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第三系第四項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第二項に掲げる設備を申し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサトウ提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護以外のサトウを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業者の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサトウを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護以外のサトウを提供する場合に限る。)」と、第二十六系第四号、第二十七系第五号、第三十系第三項及び第四項並びに第三十三系第二項第一号及び第二号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第三十六系第二項第二号中「次系において準用する第三系の十八第一項」とあるのは「第三系の十八第二項」と、同項第三号中「次系において準用する第三系の十六」とあるのは「第三系の十六」と、同項第四号中「次系において準用する第三系の三十三第二項」とあるのは「第三系の三十六第二項」と読み替えるものとする。

(運用規程)

第四十系の十二 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という)を定めておかなければならない。

一八(略)

十九 周待の防止のための措置に関する事項

(略)

(安全・サトウ提供管理委員会の設置)

第四十系の十四 指定地域密着型通所介護事業者は、安全かつ適切なサトウ提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定地域密着型通所介護の安全かつ適切なサトウ提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サトウ提供管理委員会(サトウ提供協議会等を活用して行うことのできるものとする)を、次に掲げる事項において「委員会」という)を設置しなければならない。

二〇(略)

(運用)

第四十系の十六 第三系の八から第三系の十一まで、第三系の十四から第三系の十六まで、第三系の十八、第三系の二十、第三系の二十六、第三系の三十一、第三系の三十二から第三系の三十六まで、第三系の三十八の二、第三系の三十九、第二十四系第三項第三号を除く、第二十五系及び第三十五系から第三十五系までの規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三系の三十二中

11 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は身体的な関係を主眼とした言動であること業務上必要かつ相当な範囲を逸するものにより、指定地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方法の明確化等の必要措置を講じなければならない。

(非常災害対応)

第三十二系(略)

21 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練が従事者に当たって、地域住民の参加が得られるよう、訓練に努めなければならない。

(衛生管理等)

第三十三系(略)

22 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又は発生しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(サトウ提供協議会等を活用して行うことのできるものとする)を、おおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に對し、感染症の予防及びまん延の防止のための設備及び訓練を定期的に実施すること。

(地域との連携等)

第三十四系 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する広域を管轄する法第四十五系の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について意見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という)を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に於し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要に応じて、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(運用)

第三十七系 第三系の七から第三系の十一まで、第三系の十三から第三系の十六まで、第三系の十八、第三系の二十、第三系の二十六、第三系の三十一から第三系の三十六まで、第三系の三十九及び第四十一系の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三系の七第二項中「第三系の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第三十九系及び第四十一系の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三系の七第二項中「第三系の二十九に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第三十九系及び第四十一系において同。)」と、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「指定地域密着型通所介護従業者」と、第三系の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(新設)

(非常災害対応)

第三十二系(略)

(衛生管理等)

第三十三系(略)

22 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又は発生しないよう必要措置を講ずるもの努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(地域との連携等)

第三十四系 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する広域を管轄する法第四十五系の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について意見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という)を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に於し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要に応じて、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(運用)

第三十七系 第三系の七から第三系の十一まで、第三系の十三から第三系の十六まで、第三系の十八、第三系の二十、第三系の二十六、第三系の三十一から第三系の三十六まで、第三系の三十九及び第四十一系の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三系の七第二項中「第三系の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第三十九系及び第四十一系の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三系の七第二項中「第三系の二十九に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第三十九系及び第四十一系において同。)」と、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「指定地域密着型通所介護従業者」と、第三系の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(運用)

第三十七系 第三系の七から第三系の十一まで、第三系の十三から第三系の十六まで、第三系の十八、第三系の二十、第三系の二十六、第三系の三十一から第三系の三十六まで、第三系の三十九、第四十二系及び第十九系、第二十一系、第二十二系第四項並びに前節(第三十七系を除く)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三系の七第二項中「第三系の二十九に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第三十九系及び第四十一系において同。)」と、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たれる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。))」と、第三系の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第三系第四項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第二項に掲げる設備を申し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサトウを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護以外のサトウを提供する場合に限る。)」と、第二十六系第四号、第二十七系第五号及び第三十系第三項中「地域密着型通所介護事業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者」と、第三十六系第二項第二号中「次系において準用する第三系の十八第二項」とあるのは「第三系の十八第一項」と、同項第三号中「次系において準用する第三系の三十六」とあるのは「第三系の二十六」と、同項第四号中「次系において準用する第三系の三十六第二項」とあるのは「第三系の三十六第二項」と読み替えるものとする。

(運用規程)

第四十系の十二 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という)を定めておかなければならない。

一八(略)

(新設)

十九(略)

(安全・サトウ提供管理委員会の設置)

第四十系の十四 指定地域密着型通所介護事業者は、安全かつ適切なサトウ提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定地域密着型通所介護の安全かつ適切なサトウ提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サトウ提供管理委員会(次項において「委員会」という)を設置しなければならない。

二〇(略)

(運用)

第四十系の十六 第三系の八から第三系の十一まで、第三系の十四から第三系の十六まで、第三系の十八、第三系の二十、第三系の二十六、第三系の三十一から第三系の三十六まで、第三系の三十九、第四十四系、第二十五系及び第三十五系から第三十五系までの規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三系の三十二中

る。この場合において、「第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、「第三条の三十二第二項中「運営規程」とあるのは「第四十条の十一に規定する重要事項に関する規程」と、「第三十項第三項及び第四項並びに第三十三条第一項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養型通所介護従業者」と、「第三十四条第二項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養型通所介護について知見を有する者」と「六月」とあるのは「十二月」と、「同条第三項中「当たつては」とあるのは「当たつては、利用者の状態に応じ」と、「第三十五条第四項中「第二十二条第四項」とあるのは「第四十条の四第四項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第四十五条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条第二項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をい。次条において同じ。）の居間若しくは居室又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護をへる施設の利用者又は共同生活室において、これらの事業所又は施設（第四十条第一項において「本体事業所等」という。）の利用者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に属すべき従業者の員数に、当該利用者、当該居間又は当該入所者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護の利用者」という。）の数を合計した数として、第九十條、第九十條若しくは第九十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第七十條に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

(一) 施設

第四十六条 (一) 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第三項に規定する指定居宅サービス）をいう。以下同じ。指定地域密着型サービス（法第四十一条第三項に規定する指定居宅介護支援をいう。指定介護予防サービス（法第五十三條第二項に規定する指定介護予防サービス）をいう。以下同じ。指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四條の二第二項に規定する指定地域密着型介護予防サービス）をいう。以下同じ。若しくは指定介護予防支援（法第五十八條第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。若しくは介護保険施設（法第八條第二十五項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第六十三條第七項、第九十條第九項及び第九十一條第八項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。

「運営規程」とあるのは「第四十条の十二に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、「第三十條第三項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養型通所介護について知見を有する者」と「六月」とあるのは「十二月」と、「同条第三項中「当たつては」とあるのは「当たつては、利用者の状態に応じ」と、「第三十五條第四項中「第二十二條第四項」とあるのは「第四十條の四第四項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第四十五条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第七十條第二項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をい。次条において同じ。）の居間若しくは居室又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護をへる施設の利用者又は共同生活室において、これらの事業所又は施設（第四十条第一項において「本体事業所等」という。）の利用者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に属すべき従業者の員数に、当該利用者、当該居間又は当該入所者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護の利用者」という。）の数を合計した数として、第九十條、第九十條若しくは第九十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第七十條に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

(一) 施設

第四十六条 (一) 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第三項に規定する指定居宅サービス）をいう。以下同じ。指定地域密着型サービス（法第四十一条第三項に規定する指定居宅介護支援をいう。指定介護予防サービス（法第五十三條第二項に規定する指定介護予防サービス）をいう。以下同じ。指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四條の二第二項に規定する指定地域密着型介護予防サービス）をいう。以下同じ。若しくは指定介護予防支援（法第五十八條第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。若しくは介護保険施設（法第八條第二十五項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第六十三條第七項及び第九十一條第八項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理員)

第四十七条 共用型指定認知症対応型介護事業者は、共用型指定認知症対応型介護事業所に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型介護事業所の管理士権がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるとする。なお、共用型指定認知症対応型介護事業所の管理士権がない場合は、当該共用型指定認知症対応型介護事業所の他の職務に従事し、かつ同一敷地内にある他の本体事業所の職務に従事することとしても差し支えない。

(一) 施設

第五十四条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一、九 (一) 施設

十一 (一) 施設

十一 (一) 施設

(運用)

第六十一条 第三十一条から第三十二条の十一まで、第三十三条の十二から第三十三条の十六まで、第三十三条の十八、第三十三条の二十、第三十三条の二十六、第三十三条の三十一、第三十三条の三十二から第三十三条の三十六まで、第三十三條の三十八、第三十三條の三十九、第三十三條の第四十條、第三十三條の第四十一條及び第三十三條から第三十五條までは、規定は、指定認知症対応型通所介護の事項について準用する。この準において、第三十三條の二第二項中「第三十三條の二十九に規定する運程」とあるのは「第五十四條に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十三條の三十の二第二項、第三十三條の三十一第一項並びに第三十三條の三十八の二第二号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、「第三十三條第三項及び第四項並びに第三十三條第三項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、「第三十四條第二項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、「第三十五條第四項中「第二十二條第四項」とあるのは「第四十四條第四項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第六十三条 (一) 施設

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護支援事業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護支援事業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することとなる。

当該小規模多機能型居宅介護事業者の中欄に掲げられている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所 指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護をへる施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所）に限る。又は介護医療院
指定認知症対応型共同生活介護事業所 指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護をへる施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所）に限る。又は介護医療院	指定認知症対応型共同生活介護事業所 指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護をへる施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所）に限る。又は介護医療院

(管理員)

第四十七条 共用型指定認知症対応型介護事業者は、共用型指定認知症対応型介護事業所に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型介護事業所の管理士権がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるとする。

(一) 施設

第五十四条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一、九 (一) 施設

十一 (一) 施設

十一 (一) 施設

(運用)

第六十一条 第三十一条から第三十二条の十一まで、第三十三条の十二から第三十三条の十六まで、第三十三条の十八、第三十三條の二十、第三十三條の二十六、第三十三條の三十一から第三十三條の三十六まで、第三十三條の三十八、第三十三條の三十九、第三十三條の第四十條、第三十三條の第四十一條及び第三十三條から第三十五條までは、規定は、指定認知症対応型通所介護の事項について準用する。この場合において、第三十三條の二第二項中「第三十三條二十九に規定する運程」とあるのは「第五十四條に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、「第三十三條第三十二項「定期巡回・随時対応訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、「第三十三條第三項及び第四項並びに第三十三條第三項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、「第三十五條第四項中「第二十二條第四項」とあるのは「第四十四條第四項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第六十三条 (一) 施設

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護支援事業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護支援事業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することとなる。

当該小規模多機能型居宅介護事業者の中欄に掲げられている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所 指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護をへる施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所）に限る。又は介護医療院
指定認知症対応型共同生活介護事業所 指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護をへる施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所）に限る。又は介護医療院	指定認知症対応型共同生活介護事業所 指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護をへる施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所）に限る。又は介護医療院

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地・中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護又は准看護師
---	---	----------

イ、十三(簡)(管理者)

第六十四条(簡)

二(簡)

三 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第三十条の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第百七十三条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ)、等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第八十二条に規定する政令で定める者をいう。次条、第九十一条第三項、第九十二条及び第百七十三条において同じ)として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了したものであるものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第六十八条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第六十二条第十二項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第七十四条において同じ)が開催するサテライト型委員会(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ)の担当者)を組織して行う会議(サテライト型委員会等)を開催し、利用者の心身の状況その他の事項等が参加する場となること、サテライト型委員会の活用について当該利用者の同意を得なければならない。等を通じて、利用者の心身の状況その他の事項、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第八十一条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めおかなければならない。

- 一、九(簡)
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一(簡)

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地・中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護又は准看護師
---	---	----------

イ、十三(簡)(管理者)

第六十四条(簡)

二(簡)

三 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第三十条の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第百七十三条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ)、等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第八十二条に規定する政令で定める者をいう。次条、第九十一条第三項、第九十二条及び第百七十三条において同じ)として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了したものであるものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第六十八条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第六十二条第十二項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第七十四条において同じ)が開催するサテライト型委員会(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ)の担当者)を組織して行う会議(サテライト型委員会等)を開催し、利用者の心身の状況その他の事項等が参加する場となること、サテライト型委員会の活用について当該利用者の同意を得なければならない。等を通じて、利用者の心身の状況その他の事項、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第八十一条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めおかなければならない。

- 一、九(簡)
- 十(新設)
- 十一(簡)

(定員の遵守)

第八十二条(簡)

二 前項本文の規定にかかわらず、避難施設その他これに類する施設において、地震(安備により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的提供に必要であると市町村が認められる場合)、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が定める日から市町村が定める事業計画(法第七十七号第一項に規定する市町村介護関係事業計画をいう。以下この項において同じ)の終了まで(市町村が定める市町村介護関係事業計画を作成するに当たつて、新規に仕様サービスを開始する場合は既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を適用することにより効率的であると認められる場合は、次期(市町村介護関係事業計画の終了まで)に限る)を確保し、当該計画に準じてサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うこととなる。

(運用)

第八十八条 第三十条の七から第三十条の十二まで、第三十条の十八、第三十条の二十、第三十条の二十六、第三十条の三十一、第三十条の三十二から第三十条の三十七まで、第三十条の三十八から第三十条の三十九までの事業について準用する。この場合において、第三十条の七第二項中「第三十条の二十九に規定する重要事項」とあるのは「第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十条の三十一の二第三項、第三十条第三十二第一項並びに第三十条の三十八の(一)号及び第三十号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十一条第三項中「(一)の員数」とあるのは「第四章第四節」と、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十三条第三項(一)号及び第三十号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と(六)目」とあるのは「(三)目」と、活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービス提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第九十条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という)として置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という)の員数は、当該事業所を構成する共同生活居室ごとに、夜間(夜間の時間帯以外の時間帯)に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を常勤職員方法で当該共同生活居室の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定認知症対応型共同生活介護)として其の第百七十七条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ)の指定を受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスとして其の第百六十九条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者(以下この条及び第九十一条において同じ)の数は(三)又はその調数を算出したに以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿勤勤務を除く)をいう。以下この項において同じ)を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者の有

(定員の遵守)

第八十二条(簡)

(新設)

(運用)

第八十八条 第三十条の七から第三十条の十二まで、第三十条の十九、第三十条の二十、第三十条の二十六、第三十条の三十一から第三十条の三十七まで、第三十条の三十八、第三十条の三十九、第三十条の四十二、第三十条及び第三十四条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の第二項中「第三十条の二十九に規定する重要事項」とあるのは「第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第二十八条第三項中「(一)の員数」とあるのは「第四章第四節」と、第三十条第三項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と(三)目」とあるのは「(二)目」と「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第九十条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という)として置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という)の員数は、当該事業所を構成する共同生活居室ごとに、夜間(夜間の時間帯以外の時間帯)に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を常勤職員方法で当該共同生活居室の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定認知症対応型共同生活介護)として其の第百七十七条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ)の指定を受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスとして其の第百六十九条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者(以下この条及び第九十一条において同じ)の数は(三)又はその調数を算出したに以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿勤勤務を除く)をいう)を行わせるために必要な数以上とする。

する共同生活住居の数が三である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において
隣接し、介護従業者が円滑な利用者への対応及び運営を行うことが可能と判断されている
場合であつて、当該指定認知症対応共同生活介護事業者としての安全対策が講じられ、利用
者の安全性が確保されていると認められる者は、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応
共同生活介護事業者として働くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯も同じで二以上
の介護従業者が夜間及び深夜の勤務をこなすために必要と認められることとする。

2・4 (略)

5 指定認知症対応共同生活介護事業者は、指定認知症対応共同生活介護事業者として、保
健医療サービス又は福祉サービス等の利用に際しての作成に關し知識及び経験を有する者で
あつて認知症対応共同生活介護計画の作成を担当するものとして認められるものを専らそ
の職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない
場合は、当該指定認知症対応共同生活介護事業所における他の職務に従事することとなる
ものとする。

6・8 (略)

9 第七項本文の規定にかかわらず、サマタイム型指定認知症対応共同生活介護事業所(指定
認知症対応共同生活介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福
祉に關する事業として三年以上の経験を有する指定認知症対応共同生活介護事業者による)
設置される当該指定認知症対応共同生活介護事業所以外の指定認知症対応共同生活介護事
業所であつて当該指定認知症対応共同生活介護事業所に於いて指定認知症対応共同生活介
護の提供に際して業務を行うもの(以下(第九項において「本事業所」といふ))との密接な連携
の下に運営されるものをいう。以下同じ。については、介護支援専門員である計画作成担当者
に代えて、第八項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くこととする。

10 11 (略)

第九十一条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理士と認められない場合は、サマタイム型指定
認知症対応共同生活介護事業所に於いて共同生活住居の管理士は、本事業所における共同
生活住居の管理士をもつて充てることとする。

3 (略)

第九十三条 指定認知症対応共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数
は一以上三以下(サマタイム型指定認知症対応共同生活介護事業所にあつては、一又は二)
とする。

2・7 (略)

第九十七条 (略)

2・6 (略)

7 指定認知症対応共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措
置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を創する委員会(以下「電話支援等」を指して行つ
ことができるものとする)を三月に一回以上開催することとし、その結果について、介護従
業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

する共同生活住居の数が三である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において
隣接し、介護従業者が円滑な利用者への対応及び運営を行うことが可能と判断されている
場合であつて、当該指定認知症対応共同生活介護事業者としての安全対策が講じられ、利用
者の安全性が確保されていると認められる者は、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応
共同生活介護事業者として働くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯も同じで二以上
の介護従業者が夜間及び深夜の勤務をこなすために必要と認められることとする。

2・4 (略)

5 指定認知症対応共同生活介護事業者は、共同生活住居として、保健医療サービス又は福祉
サービス等の利用に際しての作成に關し知識及び経験を有する者であつて認知症対応共同生
活介護計画の作成を担当するものとして認められるものを専らその職務に従事する計画作成
担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居
における他の職務に従事することとなるものとする。

6・8 (略)

(新設)

9・10 (略)

第九十二条 (略)

(新設)

21 (略)

第九十三条 指定認知症対応共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数
は一又は二とする。ただし、指定認知症対応共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難で
あるにその他の事情により指定認知症対応共同生活介護事業所の効率的運営に必要と
認められる場合は、一の事業所に於いて共同生活住居の数が三とするものとする。

2・7 (略)

第九十七条 (略)

2・6 (略)

7 指定認知症対応共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措
置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を創する委員会を三月に一回以上開催することとし
、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

8 指定認知症対応共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応共同生活介護
の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、
常にその改善を図らなければならない。

(新設)

(新設)

第九十一条 (略)

(管理者による管理)

第九十二条 共同生活住居の管理士は、同時に介護保険施設(指定居宅サービス、指定地域密着型
サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業
所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業
所、施設等同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理士と認められる場合は、こ
の限りではない。

(運営規程)

第九十三条 指定認知症対応共同生活介護事業者は、共同生活住居として、次に掲げる事業の運
営に關する重要事項に關する規程を定めおかなければならない。

一・六 (略)

七 (略)

(勤務体制の確保等)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機
会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応共同生活介護事業者は、全ての
介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八十条第二項に規定する政
令で定める資格を有する者その他に關する者を除く)に對し、認知症に關する基
礎的な研修を受けるために必要と認められる研修を講じなければならない。

4 指定認知症対応共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応共同生活介護の提供を確
保する観点から、職員に對して定期的な研修又は定期的な関係を背景とした研修であつ
て業務上必要と認められる範囲を越えただけにより介護従業者の就業環境が悪化するのを防止
するための労働時間等の必要と認められる措置を講じなければならない。

(運用)

第九十八条 第三條の七、第三條の八、第三條の十、第三條の十一、第三條の二十、第三條の二十
六、第三條の三十一、第三條の三十二から第三條の三十四まで、第三條の三十六、第三條の三
十八から第三條の三十九まで、第二十八條、第三十三條第三十四條の四項から第四項まで、
第八十条、第八十一条の二及び第八十四条の規定は、指定認知症対応共同生活介護の事業に
ついて準用する。この場合において、第三條の七第二項中「第三條の二十九に規定する運営規
程」とあるのは「第九十二条に規定する規程」とし、同項、第三條三十二の二第二
項、第三條の三十二第二項並びに第三條の三十八の二第二項及び第三十三條「定期巡回・随時
対応訪問介護看護サービス」とあるのは「介護従業者」とし、第二十八條第二項中「二」の箇と
あるのは「第五項第四項」とし、第三十三條第二項及び第三十三條中「地域密着型訪問介護
事業者」とあるのは「(介護従業者)」と、第三十四條第一項中「地域密着型通所介護」として知見
を有する者」とあるのは「認知症対応共同生活介護」として見込を有する者」とし、「六月」と
あるのは「三月」とし、第八十条中「小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「介護従業者」と
し、第八十一条の二「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応
共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

8 指定認知症対応共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応共同生活介護
の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、
常にその改善を図らなければならない。

(新設)

(新設)

第九十一条 (略)

(管理者による管理)

第九十二条 指定認知症対応共同生活介護事業者は、共同生活住居を有するものとし、その数
は一又は二とする。ただし、指定認知症対応共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難で
あるにその他の事情により指定認知症対応共同生活介護事業所の効率的運営に必要と
認められる場合は、一の事業所に於いて共同生活住居の数が三とするものとする。

2・7 (略)

第九十七条 (略)

2・6 (略)

7 指定認知症対応共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措
置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を創する委員会を三月に一回以上開催することとし
、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

（趣旨）

第百八十二条 第七から第十三条の十まで、第十三条の十六、第十三条の二十、第十三条の二十六、第十三条の三十二、第十三条の三十三から第十三条の三十五まで、第十三条の三十八から第十三条の三十九まで、第十八条、第三十条、第三十三條、第三十四條、第六十八條から第七十一条まで、第七十條から第七十六條まで、第七十八條、第七十九條、第八十一条から第八十四条まで及び第八十五条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十三条の七第二項中「第十三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百八十二条において準用する第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、同条、第十三条の三十の二第一項、第十三条の三十二第一項並びに第十三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応訪問介護看護従事者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従事者」と、第二十八條第二項中「この面」とあるのは「第八章第四節」と、第三十条第一号及び第四項並びに第三十三條第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従事者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従事者」と、第三十四條第二項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービス提供回数等の活動状況」と、第六十八條中「第六十三條第二項」とあるのは「第百七十一條第三項」と、第七十條及び第七十八條中「小規模多機能型居宅介護従事者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従事者」と、第八十條中「第六十三條第六項」とあるのは「第百七十一條第七項各号」と読み替えるものとする。

第九章 雑則
（電磁的記録）

第百八十三条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービス提供者に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面（書画、書簡、文書、帳本、抄本、正本、副本、複写その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報処理等以外の手段その他の方法によつて複製が可能なもの。以下この条において「書面」という。）に訂約又は規定されている又は提供されるもの（第三十条の二第一項（第十八条、第三十七條、第三十七條の三、第四十条の十六、第六十一條、第八十條、第八十二條、第九十九條、第百五十一條、第百六十九條及び第百八十二条において準用する場合を含む）、第九十五條第一項、第百六十一條及び第百七十一條第一項（第百八十一条において準用する場合を含む）並びに前項に規定するものを除く）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができ、又は複製可能な方式）による電磁的記録であること、電子的方式による情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）により訂約又は規定すること、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービス提供者に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この章の規定において書面に訂約又は規定されている又は提供されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができ、又は複製可能な方法）によることとができる。

（趣旨）

第百八十二条 第七から第十三条の十まで、第十三条の十六、第十三条の二十、第十三条の二十六、第十三条の三十二から第十三条の三十五まで、第十三条の三十八、第十三条の三十九、第二十八條、第三十条、第三十三條、第三十四條、第六十八條から第七十一条まで、第七十條から第七十六條まで、第七十八條、第七十九條、第八十一条から第八十四條まで及び第八十六條の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十三条の七第二項中「第十三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百八十二条において準用する第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応訪問介護看護従事者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従事者」と、第二十八條第二項中「この面」とあるのは「第九章第四節」と、第三十條中「地域密着型通所介護従事者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従事者」と、第三十四條第二項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第六十八條中「第六十三條第二項」とあるのは「第百七十一條第三項」と、第七十條及び第七十八條中「小規模多機能型居宅介護従事者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従事者」と、第八十條中「第六十三條第六項」とあるのは「第百七十一條第七項各号」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

附 則

第十条 平成十七年改正法附則第十条第三項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設（以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であつて、施行日の前日において指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十七年厚生労働省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）附則第四条第二項の規定の適用を受けていたものに係る第百三十二條第一項第一号の規定の適用については、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは「取納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

（略）

（趣 旨）

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十七年厚生労働省令第三十五号。附則において「介護予防サービス等基準」という。）の要綱の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後
目次		
第一章・第十三章（略）		
第十四章 雑則（第百九十三条）		
附 則		
（趣旨）		
第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十四條第三項の厚生労働省令で定める基準、共生型介護予防サービスの事業に係る法第百五十五條の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百五十五條の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める基準とする。		
一・二（略）		
三 法第五十四條第二項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項については都道府県が条例で定めるに当たつて従つべき基準（第四十九條の二第二項（第六十一條及び第百八十条において準用する場合に限る）、第四十九條の三（第六十一條、第百八十五條及び第百八十六條において準用する場合に限る）、第五十三條の二（第六十一條、第百八十五條及び第百八十六條において準用する場合に限る）、第五十三條の三第三項（第六十一條において準用する場合に限る）、第五十三條の五（第六十一條、第百八十五條及び第百八十六條において準用する場合に限る）、第五十三條の十（第六十一條、第百八十五條及び第百八十六條において準用する場合に限る）、第五十三條の十一（第六十一條、第百八十五條及び第百八十六條において準用する場合に限る）、第五十三條の十二（第六十一條、第百八十五條及び第百八十六條において準用する場合に限る）、第百三十三條第二項（第百八十五條において準用する場合に限る）、第百三十三條（第百八十五條において準用する場合に限る）、第百三十九條の二第二項（第百八十五條において準用する場合に限る）、第百四十五條第七項（第百八十五條において準用する場合に限る）及び第百五十三條第六項（第百八十五條において準用する場合に限る）の規定による基準		
四・六（略）		

附 則

第十条 平成十七年改正法附則第十条第三項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設（以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であつて、施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第四条第一項の規定の適用を受けていたものに係る第百三十二條第二項第二号の規定の趣旨については、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは「取納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

（略）

（趣 旨）

指定介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十四條第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型介護予防サービスの事業に係る法第百五十五條の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百五十五條の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一・二（略）

三 法第五十四條第二項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項については都道府県が条例で定めるに当たつて従つべき基準（第四十九條の二第二項（第六十一條及び第百八十条において準用する場合に限る）、第四十九條の三（第六十一條、第百八十五條及び第百八十六條において準用する場合に限る）、第五十三條の二（第六十一條、第百八十五條及び第百八十六條において準用する場合に限る）、第五十三條の五（第六十一條、第百八十五條及び第百八十六條において準用する場合に限る）、第五十三條の十（第六十一條、第百八十五條及び第百八十六條において準用する場合に限る）、第五十三條の十一（第六十一條、第百八十五條及び第百八十六條において準用する場合に限る）、第五十三條の十二（第六十一條、第百八十五條及び第百八十六條において準用する場合に限る）、第百三十三條第二項（第百八十五條において準用する場合に限る）、第百三十三條（第百八十五條において準用する場合に限る）、第百三十九條の二第二項（第百八十五條において準用する場合に限る）、第百四十五條第七項（第百八十五條において準用する場合に限る）及び第百五十三條第六項（第百八十五條において準用する場合に限る）の規定による基準

四・六（略）

(従業者の員数)

第百二十九条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定居宅サービス等基準第百二十一條第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十九条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の業業主との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営を期することができる場合であつて、利用者の処遇と支障がないときは、第四号の業業主を置かないことができる。

一 医師 一人以上

二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその總数を増すことに¹人以上

三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）常勤換算方法で、利用者の数が三又はその總数を増すことに¹人以上

四 栄養士 一人以上

五 機能訓練指導員 一人以上

六 (略)

七 4 (略)

八 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である施設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員の内いずれも常勤で配置しないことができる。

九 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であつても、利用者の状態に応じ必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設施設にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等をいう。）との密接な連携上の看護職員を確保することとする。

十 (略)

十一 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百二十一條第二項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百二十一條第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満すことをもつて、前各項に規定する基準を準じているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第百二十九条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定居宅サービス等基準第百二十一條第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十九条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の業業主との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営を期することができる場合であつて、利用者の処遇と支障がないときは、第四号の業業主を置かないことができる。

一 医師 一人以上

二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその總数を増すことに¹人以上

三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）常勤換算方法で、利用者の数が三又はその總数を増すことに¹人以上

四 栄養士 一人以上

五 機能訓練指導員 一人以上

六 (略)

七 4 (略)

八 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。

九 (新設)

十 (略)

十一 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百二十一條第二項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百二十一條第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満すことをもつて、前各項に規定する基準を準じているものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)

第百二十条の二 (略)

三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、上記の介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員）法第八條第二項に規定する法令で定められた資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職員と協同して行われる主体的な活動又は趣味的な活動を常務とした活動であつて業務上必要かつ相当な時間を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の職業生活が害されることを防止するための方針、明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第百二十条の四 (略)

二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が求められるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第百二十二条 (略)

二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者において感染症の予防及びその防止のための対策を策定する委員会（テレビ電話設備等を活用して行うことができるものとする）をおおむね一月に一回以上開催することとし、その開催に付して、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者において感染症の予防及びその防止のための措置を確保すること。

三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(運用)

第百二十三条 第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十一まで、第四十九条の十三、第五十條の二、第五十條の三、第五十三條の二の二、第五十三條の四、第五十三條の五、第五十三條の七から第五十三條の十一まで及び第六十七條の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第四十九條の二及び第五十三條の四中「第五十三條」とあるのは「第百十條」と、第四十九條の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況（状態）」と読み替へるものとする。

(勤務体制の確保等)

第百二十条の二 (略)

三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(非常災害対策)

第百二十条の四 (略)

(新設)

(衛生管理等)

第百二十二条 (略)

二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(運用)

第百二十三条 第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十一まで、第四十九條の十三、第五十條の二、第五十條の三、第五十三條の四、第五十三條の五、第五十三條の七から第五十三條の十一まで及び第六十七條の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第四十九條の二及び第五十三條の四中「第五十三條」とあるのは「第百十條」と、第四十九條の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況（状態）」と読み替へるものとする。

(運営規程)
第百五十六條 エニト型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めおかなければならない。
一 九 (略)
十一 虐待の防止のための措置に関する事項
(勤務体制の確保)
第百五十七條 (略)
2・3 (略)
4 エニト型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該エニト型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員)当該第八條第二項に規定する政令で定める資格の資格を有する者その他に該当する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を講義させるために必要な措置を講じなければならない。
5 エニト型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なエニト型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる精神的言動又は感情的な関係を背景とした言動による業務上必要な人間関係の悪化を防止し、介護予防短期入所生活介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要は措置を講じなければならない。
(運用)
第百六十六條 第四十九條の三から第四十九條の七まで、第四十九條の九、第四十九條の十、第四十九條の十二、第五十條の二、第五十一條の三、第五十二條、第五十三條の二の二、第五十三條の四から第五十三條の十一まで(第五十三條の九第二項を除く)、第二百二十條の二及び第二百二十條の四、第二百二十八條及び第二百三十條並びに第四節(第五十四條を除く)及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十三條の二の二第三項中「介護予防訪問入浴介護従事者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従事者(以下共生型介護予防短期入所生活介護従事者という)」と、第五十三條の四第一項中「第五十二條」とあるのは「第五十八條」と、同項並びに第五十三條の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従事者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従事者」と、第二百二十條の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション(以下通所リハビリテーション従事者という)」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従事者」と、第二百三十三條第二項、第二百三十七條並びに第二百三十九條の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従事者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従事者」と、第二百四十一條第二項第二号中「次条において準用する第四十九條の十三第二項」とあるのは「第四十九條の十三第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第四十九條の十三第二項」とあるのは「第五十條の三」と、同項第五号中「次条において準用する第五十三條の八第二項」とあるのは「第五十三條の八第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第五十三條の十第二項」とあるのは「第五十三條の十第二項」と読み替えるものとする。

(従事者の員数)
第百八十八條 基礎的介護予防短期入所生活介護事業者が基礎的介護予防短期入所生活介護事業所として置くべき従事者(以下この節において介護予防短期入所生活介護従事者という)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の従業員との連携を図ることにより当該基礎的介護予防短期入所生活介護事業者の効率的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の条数を超えないこととなる。
一 生活相談員 一人以上
二 介護職員(介護職員 常勤勤務方法で、利用者(当該基礎的介護予防短期入所生活介護事業者が基礎的介護予防短期入所生活介護の事業を担う介護予防短期入所生活介護(指定居宅サービス)を担う第四十條の二十六に規定する基礎的介護短期入所生活介護をいう。以下同じ)の事業を担う)の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基礎的介護予防短期入所生活介護又は基礎的介護短期入所生活介護の利用者(以下この条及び第百八十二條において同じ)の数が三又はその端数を増すことに一以上
三 栄養士 一人以上
四 機能訓練指導員 一人以上
五 (略)
2・5 (略)
(運用)
第百八十五條 第四十九條の三から第四十九條の七まで、第四十九條の十、第四十九條の十三、第五十條の二、第五十一條の三、第五十二條、第五十三條の二の二、第五十三條の四から第五十三條の十一まで(第五十三條の九第二項を除く)、第五十三條の九の二及び第五十三條の七まで、第五十三條の八、第二百二十條の二、第二百二十八條及び第二百三十條並びに第四節(第五十四條を除く)、第二百三十三條の二、第二百三十七條並びに第四節(第五十五條第一項及び第二百四十二條を除く)及び第五節の規定は、基礎的介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十九條の十二中「内容」当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費」とあるのは「内容」と、第五十條の二第二項中「法定代理受領者」として該当しない指定介護訪問入浴介護」とあるのは「基礎的介護予防短期入所生活介護」と、第五十三條の二の二第三項、第五十三條の四第一項並びに第五十三條の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従事者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従事者」と、第五十三條の四第一項中「第五十二條」とあるのは「第五十八條」と、同項並びに第五十三條の十の二第二項中「介護予防訪問入浴介護」とあるのは「介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「第二項」とあるのは「第二項」と、第二百三十九條第二項中「介護従事者」とあるのは「介護従事者」と、第二百四十二條第二項及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百八十五條」と、第二百四十四條中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。
(運営規程)
第百九十二條 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めおかなければならない。
一 六 (略)
八七 虐待の防止のための措置に関する事項

(運営規程)
第百五十六條 エニト型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めおかなければならない。
一 九 (略)
十一 (略)
(勤務体制の確保)
第百五十七條 (略)
2・3 (略)
4 エニト型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(新設)
第百六十六條 第四十九條の三から第四十九條の七まで、第四十九條の九、第四十九條の十、第四十九條の十二、第五十條の二、第五十一條の三、第五十二條、第五十三條の二の二、第五十三條の四から第五十三條の十一、第二百二十條の二及び第二百三十條の四、第二百二十八條及び第二百三十條並びに第四節(第二百四十二條を除く)及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十三條の四中「第五十二條」とあるのは「第五十八條」と、第五十三條の二の二第三項中「介護予防訪問入浴介護従事者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従事者(以下共生型介護予防短期入所生活介護従事者という)」と、第五十三條の二第二項中「介護予防通所リハビリテーション(以下通所リハビリテーション従事者という)」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従事者」と、第二百三十三條第二項及び第二百三十七條中「介護予防短期入所生活介護従事者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従事者」と、第二百四十一條第二項第二号中「次条において準用する第四十九條の十三第二項」とあるのは「第四十九條の十三第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第五十條の三」とあるのは「第五十條の三」と、同項第五号中「次条において準用する第五十三條の八第二項」とあるのは「第五十三條の八第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第五十三條の十第二項」とあるのは「第五十三條の十第二項」と読み替えるものとする。
(運用)
第百六十六條 第四十九條の三から第四十九條の七まで、第四十九條の九、第四十九條の十、第四十九條の十二、第五十條の二、第五十一條の三、第五十二條、第五十三條の二の二、第五十三條の四から第五十三條の十一、第二百二十條の二及び第二百三十條の四、第二百二十八條及び第二百三十條並びに第四節(第二百四十二條を除く)及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十三條の四中「第五十二條」とあるのは「第五十八條」と、第五十三條の二の二第三項中「介護予防訪問入浴介護従事者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従事者(以下共生型介護予防短期入所生活介護従事者という)」と、第五十三條の二第二項中「介護予防通所リハビリテーション(以下通所リハビリテーション従事者という)」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従事者」と、第二百三十三條第二項及び第二百三十七條中「介護予防短期入所生活介護従事者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従事者」と、第二百四十一條第二項第二号中「次条において準用する第四十九條の十三第二項」とあるのは「第四十九條の十三第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第五十條の三」とあるのは「第五十條の三」と、同項第五号中「次条において準用する第五十三條の八第二項」とあるのは「第五十三條の八第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第五十三條の十第二項」とあるのは「第五十三條の十第二項」と読み替えるものとする。

(従事者の員数)
第百八十八條 基礎的介護予防短期入所生活介護事業者が基礎的介護予防短期入所生活介護事業所として置くべき従事者(以下この節において介護予防短期入所生活介護従事者という)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の従業員との連携を図ることにより当該基礎的介護予防短期入所生活介護事業者の効率的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の条数を超えないこととなる。
一 生活相談員 一人以上
二 介護職員(介護職員 常勤勤務方法で、利用者(当該基礎的介護予防短期入所生活介護事業者が基礎的介護予防短期入所生活介護の事業を担う介護予防短期入所生活介護(指定居宅サービス)を担う第四十條の二十六に規定する基礎的介護短期入所生活介護をいう。以下同じ)の事業を担う)の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基礎的介護予防短期入所生活介護又は基礎的介護短期入所生活介護の利用者(以下この条及び第百八十二條において同じ)の数が三又はその端数を増すことに一以上
三 栄養士 一人以上
四 機能訓練指導員 一人以上
五 (略)
2・5 (略)
(運用)
第百八十五條 第四十九條の三から第四十九條の七まで、第四十九條の十、第四十九條の十三、第五十條の二、第五十一條の三、第五十二條、第五十三條の二の二、第五十三條の四から第五十三條の十一まで(第五十三條の九第二項を除く)、第五十三條の九の二及び第五十三條の七まで、第五十三條の八、第二百二十條の二、第二百二十八條及び第二百三十條並びに第四節(第五十四條を除く)、第二百三十三條の二、第二百三十七條並びに第四節(第五十五條第一項及び第二百四十二條を除く)及び第五節の規定は、基礎的介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十九條の十二中「内容」当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費」とあるのは「内容」と、第五十條の二第二項中「法定代理受領者」として該当しない指定介護訪問入浴介護」とあるのは「基礎的介護予防短期入所生活介護」と、第五十三條の二の二第三項、第五十三條の四第一項並びに第五十三條の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従事者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従事者」と、第二百二十條の二第二項中「介護予防通所リハビリテーション(以下通所リハビリテーション従事者という)」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従事者」と、第二百三十三條第二項中「法定代理受領者」として該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基礎的介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「第二項」とあるのは「第二項」と、第二百三十九條第二項及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百八十五條」と、第二百四十四條中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。
(運営規程)
第百九十二條 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めおかなければならない。
一 六 (略)
(新設)
八七 (略)

業）とあるのは「指定介護予防特定施設従業員」と、第五十二条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第二百五十九条」と「介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「外部サービス利用者介護予防特定施設従業員」と、第五十二条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防」と、第三百三十九条の三第二項第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「外部サービス利用者介護予防特定施設従業員」と、第二百三十七条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と、第二百四十一条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第二百七十条 指定介護予防福祉用具事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一（五）（節）
六（節）
七（節）
八（節）
九（節）
十（節）
十一（節）

第二百七十三条（節）
十二（節）
十三（節）
十四（節）
十五（節）
十六（節）
十七（節）
十八（節）
十九（節）
二十（節）

第二百七十四条（節）
二十一（節）
二十二（節）
二十三（節）
二十四（節）
二十五（節）
二十六（節）
二十七（節）
二十八（節）
二十九（節）
三十（節）

第二百七十六条 第四十九条の二から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十一条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の五から第五十三条の十二まで並びに第五百二十条の二第二項、第二百二十五条及び第四百四十一条の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四百四十一条の二第二項中「第五十三条」とあるのは「第二百七十三条」と、同項、第五十三条の二の二第二項並びに第五百十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四百九条の四四「以下同じ」とあるのは「以下同じ」、取り扱う福祉用具の種目と、第四百九条の八第三項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四百九条の十二中「介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「従業員」と、第四百九条の十三中「提供日及び内容」とあるのは「提供日及び終了日並びに種目及び量」と、第五百条の二「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百零二条の二第二項中「処置」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「介護予防訪問リハビリテーション事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

業）とあるのは「外部サービス利用者介護予防特定施設従業員」と、第五十二条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業者」と、第二百三十七条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と、第二百四十一条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第二百七十条 指定介護予防福祉用具事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一（五）（節）
六（節）
七（節）
八（節）
九（節）
十（節）
十一（節）

第二百七十三条（節）
十二（節）
十三（節）
十四（節）
十五（節）
十六（節）
十七（節）
十八（節）
十九（節）
二十（節）

第二百七十四条（節）
二十一（節）
二十二（節）
二十三（節）
二十四（節）
二十五（節）
二十六（節）
二十七（節）
二十八（節）
二十九（節）
三十（節）

第二百七十六条 第四十九条の二から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十一条の三、第五十二条、第五十三条の五から第五十三条の十二まで並びに第五百二十条の二第二項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四百九条の二第二項中「第五十三条」とあるのは「第二百七十三条」と、同項、第四百九条の二第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四百九条の十二中「介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「従業員」と、第四百九条の十三中「提供日及び内容」とあるのは「提供日及び終了日並びに種目及び量」と、第五百条の二「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百零二条の二第二項中「処置」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

と、初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第四百九条の十三中「提供日及び内容」とあるのは「提供日及び終了日並びに種目及び量」と、第五百条の二「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百零二条の二第二項中「処置」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第二百八十条 第四十九条の二から第四十九条の八まで、第四十九条の十から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十一条の三、第五十二條、第五十三条の五から第五十三条の七まで、第五十三条の八（第五項及び第六項を除く）、第五十三条の九から第五十三条の十一まで並びに第五百二十条の二第二項及び第二項並びに第二節、第二節（第二百六十六条を除く）、第三節、第四節（第二百六十九条第一項及び第二百七十六条を除く）及び前節の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第四百九条の二第二項中「第五十三条」とあるのは「第二百八十条」と、同項、第五百十三條の二の二第二項並びに第五百十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四百九条の四四「以下同じ」とあるのは「以下同じ」、取り扱う福祉用具の種目と、第四百九条の八第三項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四百九条の十二中「介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「従業員」と、第四百九条の十三第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供日及び終了日並びに種目及び量」と、第五百条の二「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百零二条の二第二項中「処置」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「介護予防訪問リハビリテーション事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百七十九條第二項中「法定代理受託サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第三項中「第二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第二百八十一条 第四十九条の二から第四十九条の八まで、第四十九条の十から第四十九条の十二まで、第五十条の三、第五十二条、第五十三條の二の二、第五十三條の三、第五百三十三條の五から第五百三十三條の十一まで、第五百三十三條の二第二項、第二百二十五条及び第四百四十一条の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四百九条の二第二項中「第五十三条」とあるのは「第二百八十一条」と、同項、第五百三十三條の二の二第二項並びに第五百三十三條の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四百九条の四四「以下同じ」とあるのは「以下同じ」、取り扱う指定介護予防福祉用具の種目と、第四百九条の八第三項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四百九条の十二中「介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「従業員」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第四百九条の十三中「提供日及び内容」とあるのは「提供日及び終了日並びに種目及び量」と、第五百条の二「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百零二条の二第二項中「処置」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「介護予防訪問リハビリテーション事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

と、初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第四百九条の十三中「提供日及び内容」とあるのは「提供日及び終了日並びに種目及び量」と、第五百条の二「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百零二条の二第二項中「処置」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第二百八十条 第四十九条の二から第四十九条の八まで、第四十九条の十から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十一条の三、第五十二條、第五十三條の五から第五十三條の七まで、第五十三條の八（第五項及び第六項を除く）、第五十三條の九から第五十三條の十一まで並びに第五百二十條の二第二項及び第二項並びに第二節、第二節（第二百六十六條を除く）、第三節、第四節（第二百六十九條第一項及び第二百七十六條を除く）及び前節の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第四百九條の二第二項中「第五十三條」とあるのは「第二百八十条」と、同項、第五百十三條の二の二第二項並びに第五百十三條の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四百九條の四四「以下同じ」とあるのは「以下同じ」、取り扱う福祉用具の種目と、第四百九條の八第三項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四百九條の十二中「介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「従業員」と、第四百九條の十三中「提供日及び内容」とあるのは「提供日及び終了日並びに種目及び量」と、第五百條の二「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百零二條の二第二項中「処置」とあるのは「サービス利用」と、同條第三項中「第二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第二百八十一条 第四十九条の二から第四十九条の八まで、第四十九条の十から第四十九条の十二まで、第五十条の三、第五十二条、第五十三條の二、第五百三十三條の五から第五百三十三條の十一まで、第五百三十三條の二第二項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四百九條の二第二項中「第五十三條」とあるのは「第二百八十一條」と、同項、第五百三十三條の二の二第二項及び第五百三十三條の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四百九條の四四「以下同じ」とあるのは「以下同じ」、取り扱う指定介護予防福祉用具の種目と、第四百九條の八第三項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四百九條の十二中「介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「従業員」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第四百九條の十三中「提供日及び内容」とあるのは「提供日及び終了日並びに種目及び量」と、第五百條の二「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百零二條の二第二項中「処置」とあるのは「サービス利用」と、同條第四項中「介護予防訪問リハビリテーション事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

<p>に限る。」「第二十二條(第三十二條において準用する場合に限る。」「第二十六條(第三十二條において準用する場合に限る。))並びに第二十六條の二(第三十二條において準用する場合に限る。))の規定による基準</p> <p>三 (略)</p> <p>四 法第百十五條の二十四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第四條第一項及び第二項、第五條、第十八條の二、第二十條の二、第二十二條、第二十六條並びに第二十六條の二の規定による基準</p> <p>五 (略)</p> <p>第二條の二 (趣)</p> <p>2、4 (略)</p> <p>5 指定介護予防支援事業者は、利用者への確保、虐待の防止等のため、必要人材の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第百十七條の二第一項に規定する介護保険等関連措置等の必要な情報を用い、適切かつ有効にたつよう努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第十七條 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」といふ)として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一、五 (略)</p> <p>六 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>七 (職務体制の確保)</p> <p>第十八條 (趣)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、適切に指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる虐待な言動又は侮蔑的言動等を事象とした言動であつて業務上必要な範囲を超えたものとの担当職員の仕事量が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画(認定等))</p> <p>第十八條の二 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」といふ)を策定し、当該業務継続計画に従ひ必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知すること及び、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	<p>に(電磁的記録等)</p> <p>第十四章 雑則</p> <p>第二百九十三條 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスを提供する者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この法令の規定において書面(書画、書類、文書、帳本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等)の形態によつて認識することができる情報(電磁的記録等)並びにその他の有体物(以下「この条において同じ。')で行つた又は規定されている又は想定されるもの(第四十九條の五第一項(第六十一條、第七十四條第八十四條、第九十三條、第九十三條、第九十四條(第九百五十九條において準用する場合を含む。))、第九十六條、第九十七條、第九十八條、第九十九條(第二百十條において準用する場合を含む。))、第一百四十五條、第一百六十二條、第二百七十六條、第二百八十條及び第二百八十九條において準用する場合を含む。))及び第二百三十七條第一項(第二百六十二條において準用する場合を含む。))並びに次に掲げるものを除く。)については、書面によつて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によることができない。</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」といふ)のうち、この法令の規定において書面で行つた又は規定されるもの(以下「この条において同じ。')については、当該交付等の手方の承諾を併し、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいふ。)によることができる。</p>
--	--

<p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)</p> <p>第五條 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号、附則において「指定介護予防支援基準」といふ)の一部を次の表のよう改正する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	-------------------------

<p>に(電磁的記録等)</p> <p>第十四章 雑則</p> <p>第二百九十三條 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスを提供する者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この法令の規定において書面(書画、書類、文書、帳本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等)の形態によつて認識することができる情報(電磁的記録等)並びにその他の有体物(以下「この条において同じ。')で行つた又は規定されている又は想定されるもの(第四十九條の五第一項(第六十一條、第七十四條第八十四條、第九十三條、第九十三條、第九十四條(第九百五十九條において準用する場合を含む。))、第九十六條、第九十七條、第九十八條、第九十九條(第二百十條において準用する場合を含む。))、第一百四十五條、第一百六十二條、第二百七十六條、第二百八十條及び第二百八十九條において準用する場合を含む。))及び第二百三十七條第一項(第二百六十二條において準用する場合を含む。))並びに次に掲げるものを除く。)については、書面によつて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によることができない。</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」といふ)のうち、この法令の規定において書面で行つた又は規定されるもの(以下「この条において同じ。')については、当該交付等の手方の承諾を併し、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいふ。)によることができる。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	-------------------------

<p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)</p> <p>第五條 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号、附則において「指定介護予防支援基準」といふ)の一部を次の表のよう改正する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	-------------------------

<p>目次</p> <p>第二章、第五章 (略)</p> <p>第六章 雑則(第三十三條)</p> <p>附則 (趣旨)</p> <p>第一條 基準法(介護予防支援(介護保険法(平成九年法律第百二十三号、以下「法」といふ。))第五十九條第一項第一号に規定する介護予防支援をいう。以下同じ。))の事業に係る法第五十九條第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援(法第五十八條第二項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。))の事業に係る法第百十五條の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第五十九條第二項第一号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第四條第一項及び第二項(第三十二條において準用する場合に限る。))、第五條(第三十二條において準用する場合に限る。))、第六十八條の二(第三十二條において準用する場合に限る。))、第二十條の二(第三十二條において準用する場合</p>	<p>改 正 後</p>
---	--------------

<p>目次</p> <p>第二章、第五章 (略)</p> <p>附則 (趣旨)</p> <p>第一條 基準法(介護予防支援(介護保険法(平成九年法律第百二十三号、以下「法」といふ。))第五十九條第一項第一号に規定する介護予防支援をいう。以下同じ。))の事業に係る法第五十九條第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援(法第五十八條第二項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。))の事業に係る法第百十五條の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第五十九條第二項第一号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第四條第一項及び第二項(第三十二條において準用する場合に限る。))、第五條(第三十二條において準用する場合に限る。))、第六十二條(第三十二條において準用する場合に限る。))並びに第二十條(第三十二條において準用する場合</p>	<p>改 正 前</p>
--	--------------

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後		改	正	前
目次	第二章 第四章 (略)			目次	第二章 第四章 (略)		
附則				附則			
第一章 (趣旨)				第一章 (趣旨)			
第一条 指定地域密着型介護予防ササヒスの事業に係る介護保険法(平成十九年法律第百二十三号)以下「法」とい。第百十五条の十四第三項の厚生労働省で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。				第一条 指定地域密着型介護予防ササヒスの事業に係る介護保険法(平成十九年法律第百二十三号)以下「法」とい。第百十五条の十四第三項の厚生労働省で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。			
一 三 (略)				一 三 (略)			
四 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項として市町村が条例を定めるに当たって従うべき事項 第十二条第一項(第六十四条及び第六十五条において準用する場合を含む)、第十二条第六十四条及び第六十五条において準用する場合を含む)、第三十一條第二項(第六十四条及び第六十五条において準用する場合を含む)、第三十三條(第六十四条及び第六十五条において準用する場合を含む)、第三十七條(第六十四条及び第六十五条において準用する場合を含む)、第三十七條(第六十四条及び第六十五条において準用する場合を含む)、第五十三條、第六十七條第二項、第七十七條及び第八十八條第二項の規定による基準				四 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項として市町村が条例を定めるに当たって従うべき事項 第十二条第一項(第六十四条及び第六十五条において準用する場合を含む)、第十二条第六十四条及び第六十五条において準用する場合を含む)、第三十一條第二項(第六十四条及び第六十五条において準用する場合を含む)、第三十三條(第六十四条及び第六十五条において準用する場合を含む)、第三十七條(第六十四条及び第六十五条において準用する場合を含む)、第三十七條(第六十四条及び第六十五条において準用する場合を含む)、第五十三條、第六十七條第二項、第七十七條及び第八十八條第二項の規定による基準			
五・六 (略)				五・六 (略)			
(指定地域密着型介護予防ササヒスの事業の一般原則)				(指定地域密着型介護予防ササヒスの事業の一般原則)			
第三条 (略)				第三条 (略)			
3.12 (新設)				2 (新設)			
指定地域密着型介護予防ササヒス事業者は、利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、必要体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。				指定地域密着型介護予防ササヒス事業者は、利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、必要体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。			

(傍点部分は改正部分)

指定地域密着型介護予防ササヒスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防ササヒスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準の一部改正

第一条 指定地域密着型介護予防ササヒスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防ササヒスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準(平成十八年厚生労働省令第三十号、附則において「地域密着型介護予防ササヒス基準」という。)の表を次の表のものとして改定する。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たっては、交付、説明、回覧、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のほか、この省令の規定に於いて書面で行うことと規定されている又は認定可能なものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法を含む。)による方法(以下「電磁的方法」という。)による方法とする。

3 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たっては、交付、説明、回覧、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のほか、この省令の規定に於いて書面で行うことと規定されている又は認定可能なものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法を含む。)による方法(以下「電磁的方法」という。)による方法とする。

4 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たっては、交付、説明、回覧、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のほか、この省令の規定に於いて書面で行うことと規定されている又は認定可能なものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法を含む。)による方法(以下「電磁的方法」という。)による方法とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第二十條の二 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しおそれがあるときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため分室を確保する委員会(以下「電話監視その他」を指し、電話監視機(以下「電話監視機」という。))を適用して行うことのできるものとする。なお、おおよそ六月に一回以上開催することとし、その結果に基づいて、担当職員に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため対策を整備すること。

三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための対策及び訓練を定期的に実施すること。

(規示)

第二十一條 (趣)

指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による規示に代えて、こととする。

(虐待の防止)

第二十六條の二 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「電話監視機その他」を指し、電話監視機(以下「電話監視機」という。))を適用して行うことのできるものとする。その結果に基づいて、担当職員に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のため対策を整備すること。

三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための対策を定期的に実施すること。

四 前三号に規定する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防支援の具体的な取次方法)

第三十條 指定介護予防支援の方針は、第二條の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取次方法に基づき、次に掲げることとするものとする。

一 八 (趣)

九 担当職員は、ササヒ担当会議(担当職員が介護ササヒ計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本とし、介護予防ササヒ計画の原案に位置付けた指定介護予防ササヒササヒ担当者(以下「担当者」という。))を組織して行う会議(以下「電話監視機を適用して行うことのできるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下「関係者」という。))が参加する機会にあっては、「ササヒ」の開催等により、利用者及びその家族に関する情報は担当者共有することとし、当該指定介護予防ササヒ計画の原案の内容及び、担当者から「専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十三 二十八 (趣)

第二十三條 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たっては、交付、保存その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のほか、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、機軸、抄本、正本、副本、複製その他文字、図表等の知覚によつて認識することができない方法)

(新設)

第二十二條 (趣)

(規示)

第二十二條 (趣)

(新設)

(新設)

(指定介護予防支援の具体的な取次方法)

第三十條 指定介護予防支援の方針は、第二條の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取次方法に基づき、次に掲げることとするものとする。

一 八 (趣)

九 担当職員は、ササヒ担当会議(担当職員が介護ササヒ計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本とし、介護予防ササヒ計画の原案に位置付けた指定介護予防ササヒササヒ担当者(以下「担当者」という。))を組織して行う会議(以下「電話監視機を適用して行うことのできるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下「関係者」という。))が参加する機会にあっては、「ササヒ」の開催等により、利用者及びその家族に関する情報は担当者共有することとし、当該指定介護予防ササヒ計画の原案の内容及び、担当者から「専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十三 二十八 (趣)

(新設)

(新設)

41 指定地域密着型介護予防サ―ビス事業者は、指定地域密着型介護予防サ―ビスを提供すること
 当たっては、法第百八十八条の二第一項に規定する介護保険制度に関する他の必要な措置を適用
 し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第八条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サ―ビス基準第九十条第一項に
 規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ)若しくは指定介護予防認知
 症対応型共同生活介護事業所(第七十条第二項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活
 介護事業所をいう。次条において同じ)の居間若しくは居室又は指定地域密着型特定施設(指
 定地域密着型サ―ビス基準第九十条第二項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及
 び第四十四条第六項において同じ)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着
 型サ―ビス基準第九十条第三項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及
 び第四十四条第六項において同じ)の敷居若しくは共同生活室において、これらの事業所又は
 施設(第十條(四)において「本体事業所等」という)の利用者、入居者又は入居者とともに
 行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」
 という)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業」という)。
 ①当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業」という)に
 置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入居者の数と当該共用型指定介
 護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者
 が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サ―ビス基準第四十五条第二項に
 規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ)の指定を併せて受け、か
 つ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同
 項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ)の事業とが同一の事業所
 において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における共用型指定介護予防認
 知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者、次条において同じ)の数を
 合計した数について、第七十条又は指定地域密着型サ―ビス基準第九十条、第百十條若しくは
 第百三十一條の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

2 (利用定員等)

第九條 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サ―ビス(法第四十一条第一
 項に規定する指定居宅サ―ビスをいう)、指定地域密着型サ―ビス(法第四十二条の二第二項に
 規定する指定地域密着型サ―ビスをいう)、指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に規定
 する指定居宅介護支援をいう)、指定介護予防サ―ビス(法第五十三条第二項に規定する指定
 介護予防サ―ビスをいう)、指定地域密着型介護予防サ―ビス若しくは指定介護予防防縁(法
 第五十八条第一項に規定する指定介護予防防縁をいう)の事業又は介護保険施設(法第八條第
 二十五項に規定する介護保険施設をいう)若しくは指定介護療養型医療施設(腫瘍療法等
 の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十條の二第二項の規定によりな
 おその効力を有するものとして法第三十六条の規定による改正前の法第四十一条第一項第
 三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第四十四条第六項において同じ)の運営(第
 四十四条第七項及び第六十七條第九項において「指定居宅サ―ビス事業等」という)について三
 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第十條 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応
 型通所介護事業所に専らその職務に従事する常勤の管理責任者でなければならない。ただし、
 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理上支障がない場合は、当該共用型指
 定介護予防認知症対応型通所介護事業者(他の職務に従事し、又は同一敷居内にある他の事業所
 施設等の職務に従事することとなる)とする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通
 所介護事業者の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事
 所の他の職務に従事し、かつ、同一敷居内にある他の本体事業所等の職務に従事することとし
 ても差し支えない。

2 (略)

2 (運営風趣)

第二十七條 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所
 介護事業所に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「規程」とい
 う。運営規程」という)を定めておかなければならない。

一 一九 (略)

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 (略)

十一 (勤務体制の確保等)

第二十八條 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護事業者の資
 力の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知
 症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護員、看護員
 介護福祉士、介護支援専門員、法第百八條第二項に規定する介士で定める者等の)研修を受ける者
 その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る継続的な研修を受講させるために必
 要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の
 提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は不適切な関係を是正した言
 動であつて業務に必要かつ相当な理由を認めたものにより介護予防認知症対応型通所介護従
 業者の就業環境が害されることを防止するものの方針の明確化等の必要な措置を講じなければ
 ならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十八條の二 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害が発生し
 ている、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、
 及び非常時の休業や早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定
 し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、
 業務継続計画について周知することとし、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要
 に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(新設)

(従業者の員数)

第八条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サ―ビス基準第九十条第一項に
 規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ)若しくは指定介護予防認知
 症対応型共同生活介護事業所(第十條第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活
 介護事業所をいう。次条において同じ)の居間若しくは居室又は指定地域密着型特定施設(指
 定地域密着型サ―ビス基準第九十条第二項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及
 び第四十四条第六項において同じ)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着
 型サ―ビス基準第九十条第三項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及
 び第四十四条第六項において同じ)の敷居若しくは共同生活室において、これらの事業所又は
 施設の利用者、入居者又は入居者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共
 用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予
 防認知症対応型通所介護事業者」という)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予
 防認知症対応型通所介護事業」という)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居
 者又は当該入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型
 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地
 域密着型サ―ビス基準第四十五条第二項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者を
 いう。以下同じ)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事
 業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をい
 う。以下同じ)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当
 該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通
 所介護の利用者、次条において同じ)の数を合計した数について、第七十条又は指定地域密着
 型サ―ビス基準第九十条、第百十條若しくは第百三十一條の規定を満たすために必要な数以上と
 する。

2 (略)

2 (利用定員等)

第九條 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サ―ビス(法第四十一条第一
 項に規定する指定居宅サ―ビスをいう)、指定地域密着型サ―ビス(法第四十二条の二第二項に
 規定する指定地域密着型サ―ビスをいう)、指定居宅介護支援(法第四十六条第二項に規定
 する指定居宅介護支援をいう)、指定介護予防サ―ビス(法第五十三条第二項に規定する指定
 介護予防サ―ビスをいう)、指定地域密着型介護予防サ―ビス若しくは指定介護予防防縁(法
 第五十八条第一項に規定する指定介護予防防縁をいう)の事業又は介護保険施設(法第八條第
 二十五項に規定する介護保険施設をいう)若しくは指定介護療養型医療施設(腫瘍療法等
 の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十條の二第二項の規定によりな
 おその効力を有するものとして法第三十六条の規定による改正前の法第四十一条第一項第
 三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第四十四条第六項において同じ)の運営(第
 四十四条第七項において「指定居宅サ―ビス事業等」という)について三年以上の経験を有す
 る者でなければならない。

(管理者)

第十條 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応
 型通所介護事業所に専らその職務に従事する常勤の管理責任者でなければならない。ただし、
 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理上支障がない場合は、当該共用型指
 定介護予防認知症対応型通所介護事業者(他の職務に従事し、又は同一敷居内にある他の事業所
 施設等の職務に従事することとなる)とする。

2 (略)

2 (運営風趣)

第二十七條 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所
 介護事業所に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「規程」とい
 う。運営規程」という)を定めておかなければならない。

一 一九 (略)

十一 (新設)

十一 (略)

十一 (勤務体制の確保等)

第二十八條 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資
 力の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知
 症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護員、看護員
 のため、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応
 型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護員、看護員
 介護福祉士、介護支援専門員、法第百八條第二項に規定する介士で定める者等の)研修を受ける者
 その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る継続的な研修を受講させるために必
 要な措置を講じなければならない。

(新設)

(新設)

2/4 (節)
(兼用)
第六十四条 第十一号から第十五号まで、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十一条から第三十三条まで、第三十七条(第四号を除く)の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業として運用する。この号において、

第七十条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という)として置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者を、常勤勤務方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準第十九条第二項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ)の指定を受けて、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準第八十条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第七十三条において同じ)の数が三又はその端数を増すことに二以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を連ね二以上の介護従業者が夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く)をいう。以下この項において同じ)を行つるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の有する共同生活住居の数が三である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用状況把握及び運営のための対応を行うことが可能と認められる場合であつて、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が確保され、利用者の安全が確保されたと認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所として置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を連ね二以上の介護従業者が夜間及び深夜の勤務を行つるために必要な数以上とすることができる。

(管理書)
第四十五条 (節)
2 (略)
3 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第二十

第四十九条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第四十四条第二項の規定により、介護支援専門員を配置してはならないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本事業所の介護支援専門員。以下この条及び第六十六条において同じ)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議(三)として電話会議等を行うことも含むものとする。ただし、利用者等が参加する事にあつては、サテライト型事業所等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない)をう。等を通じて、利用者等の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスと連携するサービスの利便性等の把握に努めなければならない。

第五十七條 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
一、九 (節)
十一 (節)
(定員の遵守)
第五十八條 (節)
2 前項本文の規定にかかわらず、過半数を他のこれに對する規程において、此の旨を以てし、

(管理書)
第四十五条 (節)
2 (略)
3 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第二十

第四十九条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第四十四条第二項の規定により、介護支援専門員を配置してはならないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本事業所の介護支援専門員。以下この条及び第六十六条において同じ)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議(三)として電話会議等を行うことも含むものとする。ただし、利用者等が参加する事にあつては、サテライト型事業所等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない)をう。等を通じて、利用者等の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスと連携するサービスの利便性等の把握に努めなければならない。

第五十七條 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所として、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
一、九 (節)
十一 (節)
(定員の遵守)
第五十八條 (節)
2 前項本文の規定にかかわらず、過半数を他のこれに對する規程において、此の旨を以てし、

目次

第二章 第五節 (略)

第六章 雑則 (第五十條)

附則 (趣旨)

第一条 指定介護老人福祉施設に係る介護保険法(平成九年法律第二十号、以下「法」という。)第八十八条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準とし、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 (略)

二 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について監理権限が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三條第二項第一号ロ、第四十條第二項第一号イ③及び附則第四條第二項(第三條第一項第二号ロに係る部分に限る。)の規定による基準

三 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について監理権限が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四條第二項(第四十九條において適用する場合を含む)、第十一條第四項から第六項まで、第十二條第八項、第十九條(第四十九條において適用する場合を含む)、第二十四條(一)の二(第四十九條において適用する場合を含む)、第二十七條第二項(第四十九條において適用する場合を含む)、第三十條(第四十九條において適用する場合を含む)、第三十五條(第四十九條において適用する場合を含む)、第四十二條第六項から第八項まで及び第四十三條第九項の規定による基準

四 (略)

(基本方針)

第二条の二 (趣)

三 (略)

指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設サービス定額算定に当たっては、法第八十八條の二第一項に規定する介護保険特別報酬その他必要な報酬を適用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(電磁的記録等)

第三十一条 介護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この法令の規定に於いて書面(書画、書籍、文書、圖本、抄本、正本、圖本、複写その他文字、図形等)人の知覚し得て認識することのできる情報が記録された磁気その他の有体物であつて、以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚し得ては認識することのできる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

指定介護老人福祉施設(職員、設備及び運営に関する基準の一部(以下「指定介護老人福祉施設に関する基準」という。)(平成十二年厚生省令第三十九号、附則において「指定介護老人福祉施設基準」という。))の趣を次の表のよう(後編第九は改正部)に定める。

(業務継続計画の策定等)

第二十三條の二 介護老人ホームは、感染症や非常災害の発生等において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従ふ必要措置を講じなければならない。

介護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

介護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第二十四條 (趣)

介護老人ホームは、当該介護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(ナースと電話診療等を活用して行うことができるものとする)を、おおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支障員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 (略)

三 当該介護老人ホームにおいて、支障員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

四 (略)

(事故発生時の対応)

第二十九條 介護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一・二 (趣)

三 事故発生防止のための委員会(ナースと電話診療等を活用して行うことができるものとする)及び支障員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(虐待の防止)

第三十條 介護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(ナースと電話診療等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該介護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を策定すること。

三 当該介護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

目次

第二章 第五節 (略)

附則 (趣旨)

第一条 指定介護老人福祉施設に係る介護保険法(平成九年法律第二十号、以下「法」という。)第八十八条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準とし、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 (略)

二 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について監理権限が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三條第二項第一号ロ、第四十條第二項第一号イ③(床面積に係る部分に限る。)及び附則第四條第二項(第三條第一項第二号ロに係る部分に限る。)の規定による基準

三 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について監理権限が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四條第二項(第四十九條において適用する場合を含む)、第十一條第四項から第六項まで、第十二條第八項、第十九條(第四十九條において適用する場合を含む)、第二十四條(一)の二(第四十九條において適用する場合を含む)、第二十七條第二項(第四十九條において適用する場合を含む)、第三十條(第四十九條において適用する場合を含む)、第三十五條(第四十九條において適用する場合を含む)、第四十二條第六項から第八項まで及び第四十三條第九項の規定による基準

四 (略)

(基本方針)

第二条の二 (趣)

三 (略)

指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設サービス定額算定に当たっては、法第八十八條の二第一項に規定する介護保険特別報酬その他必要な報酬を適用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(新設)

(衛生管理等)

第二十四條 (趣)

介護老人ホームは、当該介護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(ナースと電話診療等を活用して行うことができるものとする)を、おおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支障員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 (略)

三 当該介護老人ホームにおいて、支障員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 (略)

(事故発生時の対応)

第二十九條 介護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一・二 (趣)

三 事故発生防止のための委員会及び支障員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

(新設)

3	(従業者の員数)
第13条	法第八十一条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。
一	一三 (略)
四	四 栄養士又は管理栄養士 一以上
五・六	五・六 (略)
7	7 (略)
8	8 (略)
9	9 (略)
10	10 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(指定地域密着型サテライト型の事業の人員(聴覚及び視覚に関する標準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合は、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者数の合計数を基礎として算出しなければならない。
11	11 指定介護福祉施設サテライトの取扱方針)
12	12 (略)
13	13 (略)
14	14 (略)
15	15 (略)
16	16 (略)
17	17 (略)
18	18 (略)
19	19 (略)
20	20 (略)

3	(従業者の員数)
第13条	法第八十一条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることににより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。
一	一三 (略)
四	四 栄養士 一以上
五・六	五・六 (略)
7	7 (略)
8	8 (略)
9	9 (略)
10	10 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(指定地域密着型サテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合は、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者数の合計数を基礎として算出しなければならない。
11	11 (指定介護福祉施設サテライトの取扱方針)
12	12 (略)
13	13 (略)
14	14 (略)
15	15 (略)
16	16 (略)
17	17 (略)
18	18 (略)
19	19 (略)
20	20 (略)

21	21 (施設サテライト計画の作成)
22	22 (略)
23	23 (略)
24	24 (略)
25	25 (略)
26	26 (略)
27	27 (略)
28	28 (略)
29	29 (略)
30	30 (略)
31	31 (略)
32	32 (略)
33	33 (略)
34	34 (略)
35	35 (略)
36	36 (略)
37	37 (略)
38	38 (略)
39	39 (略)
40	40 (略)
41	41 (略)
42	42 (略)
43	43 (略)
44	44 (略)
45	45 (略)
46	46 (略)
47	47 (略)
48	48 (略)
49	49 (略)
50	50 (略)
51	51 (略)
52	52 (略)
53	53 (略)
54	54 (略)
55	55 (略)
56	56 (略)
57	57 (略)
58	58 (略)
59	59 (略)
60	60 (略)
61	61 (略)
62	62 (略)
63	63 (略)
64	64 (略)
65	65 (略)
66	66 (略)
67	67 (略)
68	68 (略)
69	69 (略)
70	70 (略)
71	71 (略)
72	72 (略)
73	73 (略)
74	74 (略)
75	75 (略)
76	76 (略)
77	77 (略)
78	78 (略)
79	79 (略)
80	80 (略)
81	81 (略)
82	82 (略)
83	83 (略)
84	84 (略)
85	85 (略)
86	86 (略)
87	87 (略)
88	88 (略)
89	89 (略)
90	90 (略)
91	91 (略)
92	92 (略)
93	93 (略)
94	94 (略)
95	95 (略)
96	96 (略)
97	97 (略)
98	98 (略)
99	99 (略)
100	100 (略)

21	21 (施設サテライト計画の作成)
22	22 (略)
23	23 (略)
24	24 (略)
25	25 (略)
26	26 (略)
27	27 (略)
28	28 (略)
29	29 (略)
30	30 (略)
31	31 (略)
32	32 (略)
33	33 (略)
34	34 (略)
35	35 (略)
36	36 (略)
37	37 (略)
38	38 (略)
39	39 (略)
40	40 (略)
41	41 (略)
42	42 (略)
43	43 (略)
44	44 (略)
45	45 (略)
46	46 (略)
47	47 (略)
48	48 (略)
49	49 (略)
50	50 (略)
51	51 (略)
52	52 (略)
53	53 (略)
54	54 (略)
55	55 (略)
56	56 (略)
57	57 (略)
58	58 (略)
59	59 (略)
60	60 (略)
61	61 (略)
62	62 (略)
63	63 (略)
64	64 (略)
65	65 (略)
66	66 (略)
67	67 (略)
68	68 (略)
69	69 (略)
70	70 (略)
71	71 (略)
72	72 (略)
73	73 (略)
74	74 (略)
75	75 (略)
76	76 (略)
77	77 (略)
78	78 (略)
79	79 (略)
80	80 (略)
81	81 (略)
82	82 (略)
83	83 (略)
84	84 (略)
85	85 (略)
86	86 (略)
87	87 (略)
88	88 (略)
89	89 (略)
90	90 (略)
91	91 (略)
92	92 (略)
93	93 (略)
94	94 (略)
95	95 (略)
96	96 (略)
97	97 (略)
98	98 (略)
99	99 (略)
100	100 (略)

21 指定介護老人福祉施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知することとし、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第二十六条 (趣)

21 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を図らなければならない。

(衛生管理等)

第二十七条 (趣)

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延したときに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「電話相談等を活用して行うことができるものとする。’)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 (略)

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別当厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際に対処等に關する手順にわたる対応を行うこと。

(揭示)

第二十九条 (趣)

21 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した前記を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧することができることにより、開示の指定による開示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 事故発生の防止のための委員会(以下「電話相談等を活用して行うことができるものとする。’)及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

21 4 (趣)

第三十五条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設において虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「電話相談等を活用して行うことができるものとする。’)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設において虐待の防止のための対策を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第三十九条 (趣)

31 エニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の確保、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

41 エニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するとともに、は、法第百十八条の二第一項に規定する介護施設等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

(設備)

第四十条 エニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 エニット

イ 居室

(1) (略)

(2) 居室は、いずれかのエニットに属するものとし、当該エニットの共同生活室に近接して一体的に設けらるること。ただし、一のエニットの人員数は、原則としておおむね十人以上以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とする。ただし、(1)ただし書の場合は、二十・一平方メートル以上とする。

(別表)

(4) (略)

二 (略)

21 5 (指定介護福祉施設サービスの取次方針)

第四十二条 (趣)

21 7 (趣)

8 エニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下「電話相談等を活用して行うことができるものとする。’)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

(非常災害対策)

第二十六条 (趣)

(新設)

(衛生管理等)

第二十七条 (趣)

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延したときに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 (略)

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別当厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際に対処等に關する手順にわたる対応を行うこと。

(揭示)

第二十九条 (趣)

(新設)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

21 4 (趣)

(新設)

(基本方針)

第三十九条 (趣)

(新設)

(設備)

第四十条 エニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 エニット

イ 居室

(1) (略)

(2) 居室は、いずれかのエニットに属するものとし、当該エニットの共同生活室に近接して一体的に設けらるること。ただし、一のエニットの人員数は、おおむね十人以上以下としなければならない。

(3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(1) 十・六五平方メートル以上とする。ただし、(1)ただし書の場合は、二十・一平方メートル以上とする。

(2) エニットに属せぬ居室を併設したものにあっては、入居者同士の見守りの確保を前提とした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の間隔が生じていないこととする。

(4) (略)

二 (略)

21 5 (指定介護福祉施設サービスの取次方針)

第四十二条 (趣)

(新設)

8 エニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

9 (運営規程)

第四十六條 エニト型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一八 (略)

十九 (略)

九 (勤務体制の確保等)

第四十七條 (略)

二・三 (略)

4 エニト型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該エニト型指定介護老人福祉施設は全ての従業者若しくは専門員、看護士、介護支援専門員、法第百八条第一項に規定する政令で定める若しくは資格を有する者その他これに類する者を除く。に対し、施設介護に係る基礎的研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 エニト型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職員に対して行われる性的な言動又は趣意を表明した言動もあって業務上必要かつ相当な理由を置かざるものによる従業者の就業環境を害されることを防止するもの方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(兼用)

第四十九條 第四條から第八條まで、第十二條、第十五條、第十七條から第二十二條の二まで、第二十二條の二及び第二十三條から第三十七條までの規定は、エニト型指定介護老人福祉施設について適用する。この場合において、第四條第二項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第四十六条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第五節第三項」と、第三十七條第一号中「第八條第三項」とあるのは「第四十九條において適用する第九條第三項」と、第二十二條の二中「第十二条」とあるのは「第四十九條において適用する第十二条」と、第二十二條の二第五号及び第三十七條第二項第三号中「第十一條第五号」とあるのは「第四十二條第七項」と、第三十七條第二項第四号中「第二十條」とあるのは「第四十九條において適用する第二十條」と、第二十二條の二第六号及び第三十三條第二項第五号中「第三十三條第二項」とあるのは「第四十九條において適用する第三十三條第二項」と、第二十二條の二第七号及び第三十七條第二項第六号中「第三十五條第三項」とあるのは「第四十九條において適用する第三十五條第三項」と読み替えるものとする。

(電磁的記録)

第五十條 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章令の規定において書面(書画、書類、文書、簿本、砂本、正本、副本、原本その他文字、図形等)の複製によりして認識することができる情報処理された紙その他の媒体物をいう。以下これを「紙」として同じ。で行つておらず又は規定されるもの(第五十條第一項(第四十九條において適用する第九條を含む)及び第八條第三項(第四十九條において適用する第九條を含む)並びに本項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的又は他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子情報処理による情報の処理の用に供されるものをいふ。)により行うことができる。

9 (略)

第四十六條 エニト型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一八 (略)

(新設)

九 (勤務体制の確保等)

第四十七條 (略)

二・三 (略)

4 エニト型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(兼用)

第四十九條 第四條から第八條まで、第十二條、第十五條、第十七條から第二十二條の二まで及び第四十六條から第三十七條までの規定は、エニト型指定介護老人福祉施設について適用する。この場合において、第四條第二項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第四十六条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第五節第三項」と、第三十七條第二項第二号中「第八條第三項」とあるのは「第四十九條において適用する第九條第三項」と、第二十二條の二中「第十二条」とあるのは「第四十九條において適用する第十二条」と、第二十二條の二第五号及び第三十七條第二項第三号中「第十一條第五号」とあるのは「第四十二條第七項」と、第三十七條第二項第四号中「第二十條」とあるのは「第四十九條において適用する第二十條」と、第二十二條の二第六号及び第三十三條第二項第五号中「第三十三條第二項」とあるのは「第四十九條において適用する第三十三條第二項」と、第二十二條の二第七号及び第三十七條第二項第六号中「第三十五條第三項」とあるのは「第四十九條において適用する第三十五條第三項」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

21 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「文書」という。)のうち、この章令の規定において書面で行つておらず又は規定されている又は規定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的記録(電子的方式、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方式をいう。)によるものとする。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(改正)

九条 介護老人保健施設(人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。附則において「介護老人保健施設基準」という。)の部を次の表のものに改正する。

(省略部分は改正部分)

改	正	後
目次		
第一章、第五章 (略)		
第六章 雑則(第五十一條)		
附則 (趣旨)		
第一条 (略)		
2 介護老人保健施設に係る法第九十七条第四項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める基準とする。		
一 (略)		
二 法第九十七条第三項の規定により、同条第四項第二号に掲げる事項について派遣員が条例を定めるに当たって従うべき基準(第五十條第一項(第五十條において適用する場合を含む)、第五十條の二(第五十條において適用する場合を含む)、第十三條第四項(第六項まで、第十五條(第五十條において適用する場合を含む)、第十八條第七項、第十六條の二(第五十條において適用する場合を含む)、第二十九條第三項(第五十條において適用する場合を含む)、第三十二條(第五十條において適用する場合を含む)、第三十三條(第五十條において適用する場合を含む)、第三十條の二(第五十條において適用する場合を含む)、第四十二條第六項から第八項まで及び第四十四條第九項の規定による基準)		
三 (略)		
(基本方針)		
第二条の二 (略)		
2・3 (略)		
4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を受講する等の措置を講じなければならない。		
5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。		
(従業者の員数)		
第一条 法第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護の他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。		
一・五 (略)		
六 栄養士又は管理栄養士 入所定員以上の介護老人保健施設にあつては、一以上		
七・八 (略)		

改	正	前
目次		
第一章、第五章 (略)		
附則 (趣旨)		
第一条 (略)		
2 介護老人保健施設に係る法第九十七条第四項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める基準とする。		
一 (略)		
二 法第九十七条第三項の規定により、同条第四項第二号に掲げる事項について派遣員が条例を定めるに当たって従うべき基準(第五十條第一項(第五十條において適用する場合を含む)、第五十條の二(第五十條において適用する場合を含む)、第十三條第四項(第六項まで、第十五條(第五十條において適用する場合を含む)、第十八條第七項、第三十二條(第五十條において適用する場合を含む)、第三十六條(第五十條において適用する場合を含む)、第四十二條第六項から第八項まで及び第四十四條第九項の規定による基準)		
三 (略)		
(基本方針)		
第二条の二 (略)		
2・3 (略)		
(新設)		
(従業者の員数)		
第一条 法第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護の他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。		
一・五 (略)		
六 栄養士 入所定員以上の介護老人保健施設にあつては、一以上		
七・八 (略)		

口 療養室を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
(1) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を設けずない市町村にあつては、市町村長。以下同じ)又は消防署長と相談の上、第二十八条第四項に規定する計画に、左記の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
(2) 第二十八条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
(3) (略)

二・七 (略)

二・七 (略)

(介護保健施設上士との取次方針)

第十三条 (略)

第十三条 (略)

介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下「電話装置その他の機器通信機器(以下「テレビ電話装置等」という)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開きるとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知を図ること。

二・三 (略)

(略)

(施設上士と計画の作成)

第十四条 (略)

第十四条 (略)

計画担当介護支援専門員は、サード担当者会議(入所者に対する介護保健施設上士との提供に当たって他の担当者(以下この条において「担当者」という)を招集して行う会議(以下「テレビ電話装置等」を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用については当該入所者等の同意を得なければならない)をいう。以下同じ)を開催し、担当者から照会等により、当該施設サード計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 12 (略)

(栄養管理)

第十七条の二 (略)

介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自らの日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

4 2 3 (略)
介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

4 5 (略)

第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置され、当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本施設」という)との施設連携を確保しつつ、本施設とは別の場所で開催され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本施設の専任員に、次の旨に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

二 介護医療院 医師、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

三 病院 医師、栄養士若しくは管理栄養士(病床数百以上の病院の場合に限る。又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第四百三十条の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二百六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の専任員に限る。)

四 (略)

第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数は、次のとおりとする。

一 医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 (略)

(構造設備の基準)

第十四条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ)とする。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあつては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ)とすることができる。

イ (略)

4 2 3 (略)
介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(以下「サテライト型介護老人保健施設」という)を除く。以上二の項において同じ)にサテライト型介護老人保健施設を併設する場合は、介護老人保健施設及びサテライト型介護老人保健施設との介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

4 5 (略)

第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置され、当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本施設」という)との施設連携を確保しつつ、本施設とは別の場所で開催され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本施設の場合には、次の旨に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員

二 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

三 病院 医師、栄養士(病床数百以上の病院の場合に限る。又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第四百三十条の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二百六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の専任員に限る。)

四 (略)

第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数は、次のとおりとする。

一 医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 (略)

(構造設備の基準)

第十四条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ)とする。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあつては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ)とすることができる。

イ (略)

二 (略)

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

四 (略)

第三十二条 (節)

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による指示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十六條 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一・二 (節)

一 事故発生の防止のための委員会 (三)として電話相談等を用いて行うことができるものとする)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選任すること。

2 4 (略)

(虐待の防止)

第三十六條の二 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (三)として電話相談等を用いて行うことができるものとする)を定期的に関知することにより、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための措置を講ずること。

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選任すること。

(基本方針)

第四十条 (節)

2 2 (略)

三 エニット別介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこととし、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 エニット別介護老人保健施設は、介護老人保健施設サービスと並びに併せて、法第百十八條の二第一項に規定する介護保険給付期間情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(厚生労働省令で定める施設)

第四十一条 (節)

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 エニット

イ 療養室

(略)

(口腔衛生の確保)

第十七條の三 介護老人保健施設は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を送ることができると、口腔衛生の管理、歯科を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第二十五条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程 (以下「運営規程」という)を定めておかなければならない。

一 六 (節)

八七 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十六条 (節)

2 2 (略)

3 介護老人保健施設は、従業者の資力の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第百八条第二項に規定する政令で定める資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に関する体系的な研修を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 介護老人保健施設は、適切な介護施設サービスへの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な行動又は感情的な言動を管理とした言動もつて業務上必要な範囲を超えたものにより従業者の就業環境を悪化させることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十六条の二 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に与える介護老人保健施設サービスの提供を継続的に確保するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知することとし、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第二十八條 (節)

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を努めなければならない。

(衛生管理等)

第二十九条 (節)

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (三)として電話相談等を用いて行うことができるものとする)をおおむね三月に一回以上開催することとし、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 (略)

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

四 (略)

第三十一条 (節)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十六條 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一・二 (節)

一 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 4 (略)

(新設)

(基本方針)

第四十条 (節)

2 (略)

(新設)

(新設)

(厚生労働省令で定める施設)

第四十一条 (節)

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 エニット

イ 療養室

(略)

(新設)

(運営規程)

第二十五条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程 (以下「運営規程」という)を定めておかなければならない。

一 六 (節)

(新設)

七 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十六条 (節)

2 2 (略)

3 介護老人保健施設は、従業者の資力の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第百八条第二項に規定する政令で定める資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に関する体系的な研修を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(新設)

(非常災害対策)

第二十八條 (節)

(新設)

(衛生管理等)

第二十九条 (節)

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催することとし、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

21 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という)のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得、書面に代えて、電磁的方法電子的方法、顔文字法等その他の方法によつて認識することのできる方法を用いて行うことができる。

第二十条 介護保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第二項の規定によるおのれの業務に指定介護療養型医療施設(新設)の運営に必要とする標準となる厚生労働省令第四十一号の附則において「指定介護療養型医療施設基準」という)の一部を次のとおり改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次 第一章(第五章(除)) 第六章(附則(第五十一條)) 附則 (趣旨)</p> <p>第一条 介護保険法(平成九年法律第百十三号。以下「法」という)第百十條第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 (一) 法第百十條第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について施設規則が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第三條第三項第二号、第四條第二項第二号、第五條第二項第二号、第十九條第二項第一号イ③、第四十條第二項第一号イ③及び第四十一條第二項第一号イ③)の規定による基準</p> <p>二 法第百十條第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について施設規則が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第六條第一項(第五十條において準用する場合を含む)、第六條の二(第五十條において準用する場合を含む)、第十四條第四項から第六項まで、第十六條(第五十條において準用する場合を含む)、第十八條第七項、第二十五條(第二十五條において準用する場合を含む)、第二十八條第二項(第五十條において準用する場合を含む)、第三十條(第五十條において準用する場合を含む)、第三十四條の二(第五十條において準用する場合を含む)、第四十三條第六項から第八項まで及び第四十四條第八項の規定による基準</p> <p>四 (一) 基本方針</p> <p>第一条の二 (一) 2・3 (一) 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人格の擁護、病状の防止等のため、必要な体制を整備を行うこととし、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養型施設サ―ビスの提供に当たつては、法第百十八條の二第四項に規定する介護保険法附則第三條その他必要な規制を適用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>	<p>目次 第一章(第五章(除)) 附則 (趣旨)</p> <p>第一条 介護保険法(平成九年法律第百十三号。以下「法」という)第百十條第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 (一) 法第百十條第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について施設規則が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第三條第三項第一号、第四條第二項第一号、第五條第二項第一号、第十九條第二項第一号イ③(床面積に係る部分に限る))、第四十條第二項第一号イ③(床面積に係る部分に限る)並びに第四十一條第三項第一号イ③(床面積に係る部分に限る))の規定による基準</p> <p>二 法第百十條第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について施設規則が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第六條第一項(第五十條において準用する場合を含む)、第六條の二(第五十條において準用する場合を含む)、第十四條第四項から第六項まで、第十六條(第五十條において準用する場合を含む)、第十八條第七項、第二十五條(第五十條において準用する場合を含む)、第二十四條(第五十條において準用する場合を含む)、第四十三條第八項から第八項まで及び第四十四條第八項の規定による基準</p> <p>四 (一) 基本方針</p> <p>第一条の二 (一) 2・3 (一) 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人格の擁護、病状の防止等のため、必要な体制を整備を行うこととし、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養型施設サ―ビスの提供に当たつては、法第百十八條の二第四項に規定する介護保険法附則第三條その他必要な規制を適用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>

(従業者の員数)

第二条 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和三十三年法律第百二十五号)第七條第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ)を有する病院であるものに限り)に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上

二(四) 5 薬剤師又は薬剤師兼士 療養病床六百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

2 3 指定介護療養型医療施設(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)以下「令」という)第四條第一項に規定する病床より構成される病棟(以下「老人性認知症疾患療養病棟」という)を有する病院(以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という)であるものに限る)に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法に必要とされる数以上

六 薬剤師又は薬剤師兼士 老人性認知症疾患療養病棟に療養病床及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

4 5 6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第二項第六号及び第三項第七号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る)に係る病床における入院患者の数の合計及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る)に係る病床における入院患者の数の合計の数又はその調数を四に二として算出する。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することのできる者であつてなくてはならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第一項第六号、第三項第七号及び第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することのできるものとする。

9 10 (一) 指定介護療養型施設サ―ビスの取組方法

第十四條 (一) 2・5 (一) 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人格の擁護、病状の防止等のため、必要な体制を整備を行うこととし、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養型施設サ―ビスの提供に当たつては、法第百十八條の二第四項に規定する介護保険法附則第三條その他必要な規制を適用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を講ずる委員会(以下「電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という)を活用して行うことができるものとする)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

七 (略)

(施設サート計画の作成)

第十五条 (略)

215 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サート担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施設サートの提供に関する他の担当者(以下この条において「担当者」という)を招集して行う会議(以下「電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」という)が参加する場台にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。以下同じ)を開催し、担当者に対する取組等より、当該施設サート計画の原案の作成について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 12 (略)

(栄養管理)

第十七条之二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画書に記述しなければならない。

(口腔衛生の確保)

第十七条之三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔ケアの管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画書に記述しなければならない。

(運営規程)

第二十四条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という)を定めなければならない。

一・六 (略)

八七 (略)

(虐待の防止のための措置に関する事項)

(勤務体制の確保等)

第二十五条 (略)

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護療養型医療施設は、全(一)従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八十条に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、当該指定介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

41 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サートの提供を確保する観点から、職員において行われる性的な言動又は差別的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相応な範囲を逸するものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十五条之二 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常事態の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サートサービスの提供を継続的に実施するものの、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従ひ必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知することと、必要な研修及び訓練を定期的に行うこととを定めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第二十七条 (略)

21 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施にあつては、地域住民の参加が得られるよう運営に努めなければならない。

(衛生管理等)

第二十八条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しようとして、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を執行的委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 (略)

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

四 (略)

(掲示)

第二十九条 (略)

21 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に掲げなければならない。これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生時の対応及び発生時の対応)

第三十四条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 事故発生時の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

214 (略)

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を講ずる委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

7 (略)

(施設サート計画の作成)

第十五条 (略)

215 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サート担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施設サートの提供に関する他の担当者(以下この条において「担当者」という)を招集して行う会議をいう。以下同じ)を開催し、担当者に対する照会等により、当該施設サート計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 12 (略)

(新設)

(新設)

(運営規程)

第二十四条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という)を定めなければならない。

一・六 (略)

(新設)

七 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十五条 (略)

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

21 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施にあつては、地域住民の参加が得られるよう運営に努めなければならない。

(衛生管理等)

第二十八条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しようとして、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を執行的委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 (略)

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 (略)

(掲示)

第二十九条 (略)

(新設)

(事故発生時の防止及び発生時の対応)

第三十四条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

214 (略)

第三十條 (趣)

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のエユニット、障下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 エユニット

イ 病室

(1) (趣)

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とする。ただし、(1)ただし書の場合においては、二十一・三平方メートル以上とする。

(前略)

(4) (趣)

ロ 二 (趣)

二 三 (趣)

三 四 (趣)

三 五 (趣)

第四十一條 (趣)

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のエユニット、障下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 エユニット

イ 病室

(1) (趣)

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とする。ただし、(1)ただし書の場合においては、二十一・三平方メートル以上とする。

(前略)

(4) (趣)

ロ 二 (趣)

二 三 (趣)

三 四 (趣)

三 五 (趣)

(指定介護療養型施設サ―ビスの取扱い)

第四十三條 (趣)

2 一 七 (趣)

(虐待の防止)

第三十四條の二 (趣)

1 当該指定介護療養型医療施設において、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設に於ける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を用いて行うこと及びその他を主たる)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護療養型医療施設に於ける虐待の防止のための研修を整備すること。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第三十八條 (趣)

2 (略)

3 エユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の確保、虐待の防止等のため、必要な体制を整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 エユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養型施設サ―ビスも提供することとし、法第百十八条の二第二項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。ただし、(1)ただし書の場合においては、二十一・三平方メートル以上とする。

(構造設備)

第三十九條 (趣)

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のエユニット、障下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 エユニット

イ 病室

(1) (趣)

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とする。ただし、(1)ただし書の場合においては、二十一・三平方メートル以上とする。

(前略)

(4) (趣)

ロ 二 (趣)

二 三 (趣)

三 四 (趣)

三 五 (趣)

(新設)

(基本方針)

第三十八條 (趣)

2 (略)

(新設)

(構造設備)

第三十九條 (趣)

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のエユニット、障下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 エユニット

イ 病室

(1) (趣)

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(イ) 十・六五平方メートル以上とする。ただし、(1)ただし書の場合においては、二十一・三平方メートル以上とする。

(ロ) エユニットに属さない病室を設けたものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隣接する壁に二つ、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) (趣)

ロ 二 (趣)

二 三 (趣)

三 四 (趣)

三 五 (趣)

第四十條 (趣)

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のエユニット、障下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 エユニット

イ 病室

(1) (趣)

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とする。ただし、(1)ただし書の場合においては、二十一・三平方メートル以上とする。

(前略)

(4) (趣)

ロ 二 (趣)

二 三 (趣)

三 四 (趣)

三 五 (趣)

第四十一條 (趣)

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のエユニット、障下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 エユニット

イ 病室

(1) (趣)

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(イ) 十・六五平方メートル以上とする。ただし、(1)ただし書の場合においては、二十一・三平方メートル以上とする。

(ロ) エユニットに属さない病室を設けたものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隣接する壁に二つ、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) (趣)

ロ 二 (趣)

二 三 (趣)

三 四 (趣)

三 五 (趣)

(指定介護療養型施設サ―ビスの取扱い)

第四十三條 (趣)

2 一 七 (趣)

(虐待の防止)

第三十四條の二 (趣)

1 当該指定介護療養型医療施設において、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設に於ける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を用いて行うこと及びその他を主たる)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護療養型医療施設に於ける虐待の防止のための研修を整備すること。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第三十八條 (趣)

2 (略)

3 エユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の確保、虐待の防止等のため、必要な体制を整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 エユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養型施設サ―ビスも提供することとし、法第百十八条の二第二項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。ただし、(1)ただし書の場合においては、二十一・三平方メートル以上とする。

(構造設備)

第三十九條 (趣)

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のエユニット、障下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 エユニット

イ 病室

(1) (趣)

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(イ) 十・六五平方メートル以上とする。ただし、(1)ただし書の場合においては、二十一・三平方メートル以上とする。

(ロ) エユニットに属さない病室を設けたものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隣接する壁に二つ、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) (趣)

ロ 二 (趣)

二 三 (趣)

三 四 (趣)

三 五 (趣)

目次	
第一章 (節)	
第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する事項 (第三章(第三十三條(一)))	

十 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十六号) 附則において「特別養護老人ホーム基準」というの二部分を次のように改正する。
(改訂部分)

一 (節)

二 (節)

三 (節)

四 (節)

五 (節)

六 (節)

七 (節)

八 (節)

九 (節)

十 (節)

十一 (節)

十二 (節)

十三 (節)

十四 (節)

十五 (節)

十六 (節)

十七 (節)

十八 (節)

十九 (節)

二十 (節)

二十一 (節)

二十二 (節)

二十三 (節)

二十四 (節)

二十五 (節)

二十六 (節)

二十七 (節)

二十八 (節)

二十九 (節)

三十 (節)

三十一 (節)

三十二 (節)

三十三 (節)

三十四 (節)

三十五 (節)

三十六 (節)

三十七 (節)

三十八 (節)

三十九 (節)

四十 (節)

四十一 (節)

四十二 (節)

四十三 (節)

四十四 (節)

四十五 (節)

四十六 (節)

四十七 (節)

四十八 (節)

四十九 (節)

五十 (節)

目次	
第一章 (節)	
第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する事項 (第三章(第三十三條(一)))	

十 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十六号) 附則において「特別養護老人ホーム基準」というの二部分を次のように改正する。
(改訂部分)

一 (節)

二 (節)

三 (節)

四 (節)

五 (節)

六 (節)

七 (節)

八 (節)

九 (節)

十 (節)

十一 (節)

十二 (節)

十三 (節)

十四 (節)

十五 (節)

十六 (節)

十七 (節)

十八 (節)

十九 (節)

二十 (節)

二十一 (節)

二十二 (節)

二十三 (節)

二十四 (節)

二十五 (節)

二十六 (節)

二十七 (節)

二十八 (節)

二十九 (節)

三十 (節)

三十一 (節)

三十二 (節)

三十三 (節)

三十四 (節)

三十五 (節)

三十六 (節)

三十七 (節)

三十八 (節)

三十九 (節)

四十 (節)

四十一 (節)

四十二 (節)

四十三 (節)

四十四 (節)

四十五 (節)

四十六 (節)

四十七 (節)

四十八 (節)

四十九 (節)

五十 (節)

八 エユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下「電話要請等」を用いて行うことのできるものとする)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (節)

九 (節)

十 (節)

十一 (節)

十二 (節)

十三 (節)

十四 (節)

十五 (節)

十六 (節)

十七 (節)

十八 (節)

十九 (節)

二十 (節)

二十一 (節)

二十二 (節)

二十三 (節)

二十四 (節)

二十五 (節)

二十六 (節)

二十七 (節)

二十八 (節)

二十九 (節)

三十 (節)

三十一 (節)

三十二 (節)

三十三 (節)

三十四 (節)

三十五 (節)

三十六 (節)

三十七 (節)

三十八 (節)

三十九 (節)

四十 (節)

四十一 (節)

四十二 (節)

四十三 (節)

四十四 (節)

四十五 (節)

四十六 (節)

四十七 (節)

四十八 (節)

四十九 (節)

五十 (節)

八 エユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (節)

九 (節)

十 (節)

十一 (節)

十二 (節)

十三 (節)

十四 (節)

十五 (節)

十六 (節)

十七 (節)

十八 (節)

十九 (節)

二十 (節)

二十一 (節)

二十二 (節)

二十三 (節)

二十四 (節)

二十五 (節)

二十六 (節)

二十七 (節)

二十八 (節)

二十九 (節)

三十 (節)

三十一 (節)

三十二 (節)

三十三 (節)

三十四 (節)

三十五 (節)

三十六 (節)

三十七 (節)

三十八 (節)

三十九 (節)

四十 (節)

四十一 (節)

四十二 (節)

四十三 (節)

四十四 (節)

四十五 (節)

四十六 (節)

四十七 (節)

四十八 (節)

四十九 (節)

五十 (節)

第三章 第六節 (略)

第七章 雑則 (第六十四条)

附則 (趣旨)

第一条 特別養護老人ホームに係る老人福祉法(昭和三十一年法律第百三十三号)以下(法)と
いう)第十七条第三項の厚生労働省で定める基準は、次の各号に掲げる基準に準じ、それぞ
れ当該各号に定める基準とする。

一 (略)

二 法第十七条第二項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項については都道府県が条例
を定めることにより従うべき基準(第十二条第三項第一号及び第四項第二号ハ、第三十五
条第三項第一号及び第四項第二号イ(四)、第五十五条第三項第一号及び第四項第二号ハ、第六
十一条第三項第一号及び第四項第二号イ(四)並びに附則第三条第二項(第十二条第四項第一号ハ
及び第五十五条第四項第一号ハに係る部分に限る)の規定による基準

三 法第十七条第二項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項については都道府県が条例
を定めることにより従うべき基準(第十五条第四項から第六項まで(第五十九号において準
用する場合を含む)、第十六条第八項、第二十二条(第四十二号、第五十九号及び第六十三
条において準用する場合を含む)、第二十四条の二(第四十二号、第五十九号及び第六十三
条において準用する場合を含む)、第二十六条第二項(第四十二号、第五十九号及び第六十三
条において準用する場合を含む)、第二十八条(第四十二号、第五十九号及び第六十三号
において準用する場合を含む)、第三十条の二(第四十二号、第五十九号及び第六十三号にお
いて準用する場合を含む)、第三十二条第六項から第八項まで(第六十三号において準用す
る場合を含む)、第三十七条第九項、第五十七号第八項及び第六十二条第九項の規定による
基準

四 (略)

(基本方針)

第二条 (略)

2、4 (略)

5、14 (略)

特別養護老人ホームは、入所者の生活保護、虐待の防止等のため、必要な設備を整備を行
うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(職員の専任)

第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でな
ければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

一 (略)

二 法第十七条第二項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項については都道府県が条例
を定めることにより従うべき基準(第十二条第三項第一号及び第四項第二号ハ、第三十五
条第三項第一号及び第四項第二号イ(四)に係る部分に限る)、第五十五条第三項第一号
及び第四項第二号ハ、第六十一条第三項第一号及び第四項第二号イ(四)(床間数に係る部分に
限る)並びに附則第三条第一項(第十二条第四項第二号ハ及び第五十五条第四項第二号ハに
係る部分に限る)の規定による基準

三 法第十七条第二項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項については都道府県が条例
を定めることにより従うべき基準(第十五条第四項から第六項まで(第五十号において準
用する場合を含む)、第十六条第八項、第二十二号(第四十二号、第五十九号及び第六十三
条において準用する場合を含む)、第二十八号(第四十二号、第五十九号及び第六十三号に
おいて準用する場合を含む)、第三十二号第六項から第八項まで(第六十三号において準用す
る場合を含む)、第三十七号第九項、第五十七号第八項及び第六十二号第九項の規定による
基準

四 (略)

(基本方針)

第二条 (略)

2、4 (略)

5、14 (略)

(職員の専任)

第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でな
ければならない。ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第三十二条に
規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ)を除く。以下この
条において同じ)ユニット型特別養護老人ホームを併設する場合は特別養護老人ホーム及び
ユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第四十条第二項(第六十三号にお
いて準用する場合を含む))の規定に基づき配置する看護職員に限る。以下この条において同

一 (略)

二 法第十七条第二項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項については都道府県が条例
を定めることにより従うべき基準(第十二条第三項第一号及び第四項第二号ハ、第三十五
条第三項第一号及び第四項第二号イ(四)に係る部分に限る)、第五十五条第三項第一号
及び第四項第二号ハ、第六十一条第三項第一号及び第四項第二号イ(四)(床間数に係る部分に
限る)並びに附則第三条第一項(第十二条第四項第二号ハ及び第五十五条第四項第二号ハに
係る部分に限る)の規定による基準

三 法第十七条第二項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項については都道府県が条例
を定めることにより従うべき基準(第十五条第四項から第六項まで(第五十号において準
用する場合を含む)、第十六条第八項、第二十二号(第四十二号、第五十九号及び第六十三
条において準用する場合を含む)、第二十八号(第四十二号、第五十九号及び第六十三号に
おいて準用する場合を含む)、第三十二号第六項から第八項まで(第六十三号において準用す
る場合を含む)、第三十七号第九項、第五十七号第八項及び第六十二号第九項の規定による
基準

四 (略)

(基本方針)

第二条 (略)

2、4 (略)

5、14 (略)

(職員の専任)

第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でな
ければならない。ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第三十二条に
規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ)を除く。以下この
条において同じ)ユニット型特別養護老人ホームを併設する場合は特別養護老人ホーム及び
ユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第四十条第二項(第六十三号にお
いて準用する場合を含む))の規定に基づき配置する看護職員に限る。以下この条において同

(運営規程)

第七条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め
ておかななければならない。

一 七 (略)

八 (略)

(非常災害対策)

第八条 (略)

2 (略)

(新設)

(処遇の方針)

第十五条 (略)

2、5 (略)

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければ
ならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(三)として電話会議その他の情報通信
機器(以下「三」として電話装置等)と同一)を活用して行うことができるものとする)を三月
に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図
ること。

二・三 (略)

(施設長の専任)

第二十三条 (略)

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九号まで及び第十二条の二から第三十
一条の二までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十四条 (略)

一 (略)

二 法第十七条第二項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項については都道府県が条例
を定めることにより従うべき基準(第十二条第三項第一号及び第四項第二号ハ、第三十五
条第三項第一号及び第四項第二号イ(四)に係る部分に限る)、第五十五条第三項第一号
及び第四項第二号ハ、第六十一条第三項第一号及び第四項第二号イ(四)(床間数に係る部分に
限る)並びに附則第三条第一項(第十二条第四項第二号ハ及び第五十五条第四項第二号ハに
係る部分に限る)の規定による基準

三 法第十七条第二項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項については都道府県が条例
を定めることにより従うべき基準(第十五条第四項から第六項まで(第五十号において準
用する場合を含む)、第十六条第八項、第二十二号(第四十二号、第五十九号及び第六十三
条において準用する場合を含む)、第二十八号(第四十二号、第五十九号及び第六十三号に
おいて準用する場合を含む)、第三十二号第六項から第八項まで(第六十三号において準用す
る場合を含む)、第三十七号第九項、第五十七号第八項及び第六十二号第九項の規定による
基準

四 (略)

(基本方針)

第二条 (略)

2、4 (略)

5、14 (略)

(職員の専任)

第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でな
ければならない。ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第三十二条に
規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ)を除く。以下この
条において同じ)ユニット型特別養護老人ホームを併設する場合は特別養護老人ホーム及び
ユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第四十条第二項(第六十三号にお
いて準用する場合を含む))の規定に基づき配置する看護職員に限る。以下この条において同

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八十条第一項に規定する取付に定める事務の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスを提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は差別的な関係を背景とした言動であつて業務に必要かつ相当な罰則を課せざるも、このにより職員の業務遂行が害されることを防止するための方針の明確化等の必要措置を講じなければならない。

第二十四條の二 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の対応と早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十六條 (趣)

特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話会議等を活用して行うことができるものとする）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 (趣)

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

四 (趣)

(事故発生時の対応)

第三十一條 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一・二 (趣)

三 事故発生を防止するための委員会（テレビ電話会議等を活用して行うことができるものとする）及び職員に対する研修を定期的に開催すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2、4 (趣)

(虐待の防止)

第三十一條の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話会議等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための研修を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第三十三條 (趣)

2、2 (趣)

3 エンビト型特別養護老人ホームは、入居者の人權の確保（虐待の防止等のため）に必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(運営規程)

第三十四條 エンビト型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一・八 (趣)

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 (趣)

(設備の基準)

第三十五條 (趣)

2、3 (趣)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 エンビト

イ 居室

(1) (趣)

(2) 居室は、いずれかのエンビトに属するものとし、当該エンビトの共同生活室に近接して一体的に設けらるること。ただし、一のエンビトの居室員は、原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えないものとする。

(3) (趣)

(4) 一の居室の床面積等は、十・六平方メートル以上とする。ただし、(1)ただし書の場合においては、二十一・三平方メートル以上とする。

(前号)

(前号)

(5) (9) (趣)

ロ・二 (趣)

二・四 (趣)

5、6 (趣)

(サービスの実施方針)

第三十六條 (趣)

2、7 (趣)

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

第二十六條 (趣)

特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 (趣)

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 (趣)

(事故発生時の対応)

第三十一條 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一・二 (趣)

三 事故発生を防止するための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

2、4 (趣)

(新設)

(基本方針)

第三十三條 (趣)

2 (趣)

(新設)

(運営規程)

第三十四條 エンビト型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一・八 (趣)

(新設)

九 (趣)

(設備の基準)

第三十五條 (趣)

2、3 (趣)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 エンビト

イ 居室

(1) (趣)

(2) 居室は、いずれかのエンビトに属するものとし、当該エンビトの共同生活室に近接して一体的に設けらるること。ただし、一のエンビトの居室員は、おおむね十人以上としなければならない。

(3) (趣)

(4) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(1) 十・六平方メートル以上とする。ただし、(1)ただし書の場合においては、二十一・三平方メートル以上とする。

(2) エンビトに属しない居室を設けたものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を確保した上で、居室を設ける壁に二つ以上の天井の間に一定の隙間が生じることができない。

(5) (9) (趣)

ロ・二 (趣)

二・四 (趣)

5、6 (趣)

(サービスの実施方針)

第三十六條 (趣)

2、7 (趣)

10 15 (略)
(地域との連携等)

2 4 (略)
(運用)

第五十八條 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて意見を有する者等により構成される協議会(以下「連携協議会」という)が行うことができるものとする。ただし、入所者に対する家族(以下「家族」といふ)において「入所者等」といふが参加する機会にあっては、テレヘルス連携協議等の活用についても当該入所者等の同意を得なければならない。(以下「運営推進会議」といふ)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対して進捗状況を報告し、運営推進協議による評価を受けるとともに、運営推進協議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 4 (略)
(運用)

第六十一條 第一号から第九号まで、第十二条の二から第十五号まで、第十七号から第二十九号まで及び第三十一号の二及び第三十二号の二の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九号第一号第三号中「第十五号第五項」とあるのは「第五十九条において準用する第十五号第五項」と、同項第四号中「第十九号第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第二十九号第二項」と、同項第五号中「第三十二号第三項」とあるのは「第五十九号において準用する第三十二号第三項」と、第二十三号第二号中「第七号から第九号まで及び第十二条の二から第三十一号の二まで」とあるのは「第五十七号及び第五十八号並びに第五十九号において準用する第七号から第九号まで、第十二条の二から第十五号まで、第十七号から第二十九号まで、第三十号及び第三十二号の二」と読み替えるものとする。

2 3 (略)
(運用)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
一 エニット
イ 居室
(1) (略)
(2) 居室は、いずれかのエニットに属するものとし、当該エニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のエニットの入居定員は、原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えないものとする。
(3) (略)
(4) 一の居室の床面積等は、十六平方メートル以上とする。ただし、(1)ただし書の場合においては、二十一・三平方メートル以上とする。

8 エニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下「電話協議等」を用いて行うこととする)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者と周知徹底を図ること。

2 3 (略)
(運用)

4 エニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その職員の間でのための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該エニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護師、介護士、介護支援専門員、介護保険法第八十八号に規定する政令で定める者等の資格を有する者)その他これに類する者を除く)に対し、周知研修に併せて基礎的な研修を受講させるための適切な措置を講じなければならない。

2 3 (略)
(運用)

5 エニット型特別養護老人ホームは、適切な安全・ヒューマンの確保を確保する観点から、職員において行われる性的加害行為又は虐待的な取組等が当該エニット型特別養護老人ホームに発生することを防止するために必要となる措置を講じなければならない。

2 3 (略)
(運用)

第六十二條 第二号から第六号まで、第九号、第九号、第十二条の二から第十四号まで、第十八号、第二十号から第二十三号まで、第二十四号の二及び第二十六号から第三十号の二までの規定は、エニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九号第三号中「第十五号第五項」とあるのは「第三十六号第七号」と、同項第四号中「第二十九号第二項」とあるのは「第四十二号において準用する第二十九号第二項」と、同項第五号中「第三十一号第三項」とあるのは「第四十二号において準用する第三十一号第三項」と、第二十三号第二号中「第七号から第九号まで及び第十二条の二から第三十一号の二まで」とあるのは「第三十四号及び第三十六号から第四十一号まで並びに第四十三号において準用する第九号、第九号、第十二条の二及び第二十六号から第三十一号の二まで」と読み替えるものとする。

2 3 (略)
(運用)

第六十六條 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の業務との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効率的な運営を期待することができる場合において、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の業務を置かなければならない。

2 3 (略)
(運用)

9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住型生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本施設設の場台に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該区分に定める職員により当該サテライト型居住型施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

2 3 (略)
(運用)

一 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

8 エニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 身体的拘束等の適正化のための対策を講ずる委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者と周知徹底を図ること。

2 3 (略)
(運用)

4 エニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その職員の間でのための研修の機会を確保しなければならない。

2 3 (略)
(運用)

5 エニット型特別養護老人ホームは、適切な安全・ヒューマンの確保を確保する観点から、職員において行われる性的加害行為又は虐待的な取組等が当該エニット型特別養護老人ホームに発生することを防止するために必要となる措置を講じなければならない。

2 3 (略)
(運用)

第六十二條 第二号から第六号まで、第九号、第九号、第十二条の二から第十四号まで、第十八号、第二十号から第二十三号まで及び第二十六号から第三十号までの規定は、エニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九号第三号中「第十五号第五項」とあるのは「第三十六号第七号」と、同項第四号中「第二十九号第二項」とあるのは「第四十二号において準用する第二十九号第二項」と、同項第五号中「第三十一号第三項」とあるのは「第四十二号において準用する第三十一号第三項」と、第二十三号第二号中「第七号から第九号まで及び第十二条の二から第三十一号の二まで」とあるのは「第三十四号及び第三十六号から第四十一号まで並びに第四十三号において準用する第九号、第九号、第十二条の二及び第二十六号から第三十一号の二まで」と読み替えるものとする。

2 3 (略)
(運用)

第六十六條 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

2 3 (略)
(運用)

9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住型生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本施設設の場台に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該区分に定める職員により当該サテライト型居住型施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

2 3 (略)
(運用)

一 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

10 15 (略)
(地域との連携等)

2 4 (略)
(運用)

第五十八條 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて意見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」といふ)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対して活動状況を報告し、運営推進協議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 4 (略)
(運用)

第五十九條 第一号から第九号まで、第十二条の二から第十五号まで、第十七号から第二十九号まで及び第三十一号の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九号第三号中「第十五号第五項」とあるのは「第五十九号において準用する第十五号第五項」と、同項第四号中「第二十九号第二項」とあるのは「第五十九号において準用する第二十九号第二項」と、同項第五号中「第三十二号第三項」とあるのは「第五十九号において準用する第三十二号第三項」と、第二十三号第二号中「第七号から第九号まで及び第十二条の二から第三十一号の二まで」とあるのは「第五十七号及び第五十八号並びに第五十九号において準用する第七号から第九号まで、第十二条の二から第十五号まで、第十七号から第二十九号まで及び第三十二号の二」と読み替えるものとする。

2 3 (略)
(運用)

第六十一條 第一号から第九号まで、第十二条の二から第十五号まで、第十七号から第二十九号まで及び第三十一号の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九号第三号中「第十五号第五項」とあるのは「第五十九号において準用する第十五号第五項」と、同項第四号中「第二十九号第二項」とあるのは「第五十九号において準用する第二十九号第二項」と、同項第五号中「第三十二号第三項」とあるのは「第五十九号において準用する第三十二号第三項」と、第二十三号第二号中「第七号から第九号まで及び第十二条の二から第三十一号の二まで」とあるのは「第五十七号及び第五十八号並びに第五十九号において準用する第七号から第九号まで、第十二条の二から第十五号まで、第十七号から第二十九号まで及び第三十二号の二」と読み替えるものとする。

2 3 (略)
(運用)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
一 エニット
イ 居室
(1) (略)
(2) 居室は、いずれかのエニットに属するものとし、当該エニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のエニットの入居定員は、おおむね十人以上としなければならない。
(3) (略)
(4) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(1) 十六平方メートル以上とする。ただし、(1)ただし書の場台においては、二十一・三平方メートル以上とする。

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 設備及び運営に関する基準 (第三十条第三十三条の二)

第四章 (略)

第五章 雑則 (第四十条)

附則 (趣旨)

第一条 軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準となる。

一・二 (略)

三 法第六十五条第二項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準(第十二条第二項及び第三十条第三十九条(附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)、第十七条第三項から第五項まで(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の二(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)、第二十六条第二項(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)、第三十二条(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))並びに第三十三条(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))の規定による基準

四・五 (略)

基本方針

第二十条 (略)

2・3 (略)

41 軽費老人ホームは、入所者の人権の確保、虐待の防止等ため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。(運営規程)

第七十条 軽費老人ホームは、次に掲げる設備の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一・六 (略)

七1 虐待の防止のための措置に関する事項

八 (略)

(非常災害対策)

第八十条 (略)

31 軽費老人ホームは、前項に規定する設備の実施に当たって、地域住民の参加が図られるよう運営に努めなければならない。(守りこむ提供の方針)

第十七条 (略)

2・4 (略)

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 設備及び運営に関する基準 (第三十条第三十三条の二)

第四章 (略)

第五章 雑則 (第四十条)

附則 (趣旨)

第一条 軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準となる。

一・二 (略)

三 法第六十五条第二項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準(第十二条第二項及び第三十条第三十九条(附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)、第十七条第三項から第五項まで(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の二(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)、第二十六条第二項(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)、第三十二条(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))並びに第三十三条(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))の規定による基準

四・五 (略)

基本方針

第二十条 (略)

2・3 (略)

41 軽費老人ホームは、入所者の人権の確保、虐待の防止等ため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。(運営規程)

第七十条 軽費老人ホームは、次に掲げる設備の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一・六 (略)

七1 虐待の防止のための措置に関する事項

八 (略)

(非常災害対策)

第八十条 (略)

31 軽費老人ホームは、前項に規定する設備の実施に当たって、地域住民の参加が図られるよう運営に努めなければならない。(守りこむ提供の方針)

第十七条 (略)

2・4 (略)

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 設備及び運営に関する基準 (第三十条第三十三条の二)

第四章 (略)

第五章 雑則 (第四十条)

附則 (趣旨)

第一条 軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準となる。

一・二 (略)

三 法第六十五条第二項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準(第十二条第二項及び第三十条第三十九条(附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)、第十七条第三項から第五項まで(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))並びに第三十三条(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))の規定による基準

四・五 (略)

基本方針

第二十条 (略)

2・3 (略)

(運営規程)

第七十条 軽費老人ホームは、次に掲げる設備の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一・六 (略)

七1 虐待の防止のための措置に関する事項

七 (略)

(非常災害対策)

第八十条 (略)

2 (略)

(施設)

(守りこむ提供の方針)

第十七条 (略)

2・4 (略)

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 設備及び運営に関する基準 (第三十条第三十三条の二)

第四章 (略)

第五章 雑則 (第四十条)

附則 (趣旨)

第一条 軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準となる。

一・二 (略)

三 法第六十五条第二項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準(第十二条第二項及び第三十条第三十九条(附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))並びに第三十三条(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))の規定による基準

四・五 (略)

基本方針

第二十条 (略)

2・3 (略)

41 軽費老人ホームは、入所者の人権の確保、虐待の防止等ため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。(運営規程)

第七十条 軽費老人ホームは、次に掲げる設備の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一・六 (略)

七1 虐待の防止のための措置に関する事項

八 (略)

(非常災害対策)

第八十条 (略)

31 軽費老人ホームは、前項に規定する設備の実施に当たって、地域住民の参加が図られるよう運営に努めなければならない。(守りこむ提供の方針)

第十七条 (略)

2・4 (略)

目次

第二章 第五節 (略)

第六章 雑則 (第五十五条)

附則

一 (略)

二 (略)

三 (略)

基本方針

第二条 (略)

2.3 (略)

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院として提供されるに当たっては、法第百十八条の二第二項に規定する介護関係機関情報その他必要情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第四条 法第百十一条第二項の規定により介護医療院に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上

七 九 (略)

2.3 (略)

4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5 7 (略)

(厚生労働令で定める施設)

第五条 (略)

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

附則

(経過的措置(ホトナ))

第二条 この命令の施行の際現に存する軽費老人ホーム(この命令の施行の後に置かれ、又は全面的に改築された部分を除く。)のうち、次のいずれか又は該当するものとして経過措置が指定するものについては、第二条から第三十三条までの規定にかかわらず、次条から附則第十七条の定めるところによる。

一・二 (略)

(軽費老人ホームA型に係る基本方針)

第三条 (略)

2.3 (略)

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(運用)

第十条 第三条から第九条まで、第十二条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條及び第二十四条から第三十三条までの規定は、軽費老人ホームA型について適用する。この場合において、第二十二條第二項中「第七条から第九条まで」とあるのは「附則第七條から附則第九條まで並びに附則第十條において適用する第七條から第九條まで、第十二條から第十五條まで、第十七條から第二十條まで及び第二十四條から第三十三條までの」と読み替へるものとする。

(軽費老人ホームB型に係る基本方針)

第十一条 (略)

2.3 (略)

4 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(運用)

第十七条 第三条から第五條第一項まで、第六條から第九條まで、第十二條から第十五條まで、第十七條、第十九條から第二十二條まで及び第二十四條から第三十三條までの規定は、軽費老人ホームB型について適用する。この場合において、第二十二條第二項中「第七條から第九條まで」とあるのは「第二十二條第一項中「第七條から第九條まで」とあるのは「附則第七條から附則第九條まで並びに附則第十條において適用する第七條から第九條まで、第十二條から第十五條まで、第十七條から第二十條まで及び第二十四條から第三十三條までの」と読み替へるものとする。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正)

第十条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働令第五号。附則において「介護医療院基準」という。)の一部を次のように改正する。

(傍点部分は改正部分)

改正後	改正前
目次	目次
第二章 第五節 (略)	第二章 第五節 (略)
第六章 雑則 (第五十五条)	第六章 雑則 (第五十五条)
附則	附則
一 (略)	一 (略)
二 (略)	二 (略)
三 (略)	三 (略)
基本方針	基本方針
第二条 (略)	第二条 (略)
2.3 (略)	2.3 (略)
4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
5 介護医療院は、介護医療院として提供されるに当たっては、法第百十八条の二第二項に規定する介護関係機関情報その他必要情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	5 介護医療院は、介護医療院として提供されるに当たっては、法第百十八条の二第二項に規定する介護関係機関情報その他必要情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第四条 法第百十一条第二項の規定により介護医療院に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。	第四条 法第百十一条第二項の規定により介護医療院に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。
一 五 (略)	一 五 (略)
六 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上	六 栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上
七 九 (略)	七 九 (略)
2.3 (略)	2.3 (略)
4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。	4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院(ユニット型介護医療院(第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。)を除く。)以下この項において「ユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
5 7 (略)	5 7 (略)
(厚生労働令で定める施設)	(厚生労働令で定める施設)
第五条 (略)	第五条 (略)
2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。	2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。
一 (略)	一 (略)

附則

(経過的措置(ホトナ))

第二条 この命令の施行の際現に存する軽費老人ホーム(この命令の施行の後に置かれ、又は全面的に改築された部分を除く。)のうち、次のいずれか又は該当するものとして経過措置が指定するものについては、第二条から第三十三条までの規定にかかわらず、次条から附則第十七条の定めるところによる。

一・二 (略)

(軽費老人ホームA型に係る基本方針)

第三条 (略)

2.3 (略)

(新設)

(運用)

第十条 第三条から第九条まで、第十二條から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條及び第二十四条から第三十三条までの規定は、軽費老人ホームA型について適用する。この場合において、第二十二條第二項中「第七条から第九条まで」とあるのは「附則第七條から附則第九條まで並びに附則第十條において適用する第七條から第九條まで、第十二條から第十五條まで、第十七條から第二十條まで及び第二十四條から第三十三條までの」と読み替へるものとする。

(軽費老人ホームB型に係る基本方針)

第十一条 (略)

2.3 (略)

(新設)

(運用)

第十七条 第三条から第五條第一項まで、第六條から第九條まで、第十二條から第十五條まで、第十七條、第十九條から第二十二條まで及び第二十四條から第三十三條までの規定は、軽費老人ホームB型について適用する。この場合において、第二十二條第二項中「第七條から第九條まで」とあるのは「第二十二條第一項中「第七條から第九條まで」とあるのは「附則第七條から附則第九條まで並びに附則第十條において適用する第七條から第九條まで、第十二條から第十五條まで、第十七條から第二十條まで及び第二十四條から第三十三條までの」と読み替へるものとする。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正)

第十条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働令第五号。附則において「介護医療院基準」という。)の一部を次のように改正する。

(傍点部分は改正部分)

改正後	改正前
目次	目次
第二章 第五節 (略)	第二章 第五節 (略)
第六章 雑則 (第五十五条)	第六章 雑則 (第五十五条)
附則	附則
一 (略)	一 (略)
二 (略)	二 (略)
三 (略)	三 (略)
基本方針	基本方針
第二条 (略)	第二条 (略)
2.3 (略)	2.3 (略)
(新設)	(新設)
(運用)	(運用)
第十条 第三条から第九条まで、第十二條から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條及び第二十四条から第三十三条までの規定は、軽費老人ホームA型について適用する。この場合において、第二十二條第二項中「第七条から第九条まで」とあるのは「附則第七條から附則第九條まで並びに附則第十條において適用する第七條から第九條まで、第十二條から第十五條まで、第十七條から第二十條まで及び第二十四條から第三十三條までの」と読み替へるものとする。	第十条 第三条から第九条まで、第十二條から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條及び第二十四条から第三十三条までの規定は、軽費老人ホームA型について適用する。この場合において、第二十二條第二項中「第七条から第九条まで」とあるのは「附則第七條から附則第九條まで並びに附則第十條において適用する第七條から第九條まで、第十二條から第十五條まで、第十七條から第二十條まで及び第二十四條から第三十三條までの」と読み替へるものとする。
(軽費老人ホームB型に係る基本方針)	(軽費老人ホームB型に係る基本方針)
第十一条 (略)	第十一条 (略)
2.3 (略)	2.3 (略)
(新設)	(新設)
(運用)	(運用)
第十七条 第三条から第五條第一項まで、第六條から第九條まで、第十二條から第十五條まで、第十七條、第十九條から第二十二條まで及び第二十四條から第三十三條までの規定は、軽費老人ホームB型について適用する。この場合において、第二十二條第二項中「第七條から第九條まで」とあるのは「第二十二條第一項中「第七條から第九條まで」とあるのは「附則第七條から附則第九條まで並びに附則第十條において適用する第七條から第九條まで、第十二條から第十五條まで、第十七條から第二十條まで及び第二十四條から第三十三條までの」と読み替へるものとする。	第十七条 第三条から第五條第一項まで、第六條から第九條まで、第十二條から第十五條まで、第十七條、第十九條から第二十二條まで及び第二十四條から第三十三條までの規定は、軽費老人ホームB型について適用する。この場合において、第二十二條第二項中「第七條から第九條まで」とあるのは「第二十二條第一項中「第七條から第九條まで」とあるのは「附則第七條から附則第九條まで並びに附則第十條において適用する第七條から第九條まで、第十二條から第十五條まで、第十七條から第二十條まで及び第二十四條から第三十三條までの」と読み替へるものとする。

三・三 (略)
(施設サトシと計画の作成)
第十七条 (略)
六 計画担当介護職員専門員は、サトシ担当委員会(入所者に対する介護施設サトシの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」とい)を招集して行う会議(サトシ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」とい)が出席する場合にあつては、サトシ電話装置等の利用については当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。第十一項において同じ)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サトシと計画の原案の作成について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

七 十二 (略)
(栄養管理)
第二十条の二 介護施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。(口腔衛生の管理)
第二十条の三 介護施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。(運営規程)
第二十九条 介護施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第三十五条第一項において「運営規程」とい)を定めておかなければならない。

一・六 (略)
七 (略)
ハ (略)
(勤務体制の調整等)
第三十条 (略)
三 介護施設は、従業員に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護施設は、全ての従業員(看護師、准看護師、介護士、介護支援専門員、法第二項に規定する安全で定める者等)が参加を有する者その他(以下この条において「研修対象者」とい)に対し、認知症介護に関する研修を奨励するために必要な措置を講じなければならない。

四 介護施設は、適切な介護施設サトシの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は差別的な関係を改善し(性的な言動であつて業務上必要かつ相当な理由を認めないものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない)。

二 診察室
イ・ロ (略)
ハイロ (略)
(臨床検査設備)
(新設)
三年厚生省令(第五十号)第九条の七から第九条の七の三までの規定を準用する。
三・十 (略)
三 (略)
(構造設備の基準)
第六条 介護施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
一 介護施設の建物(入所者の業務生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第二条第九号)に規定する耐火建築物をいう。以下この条及び第四十五条において同じ)とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は三階建ての介護施設の建物にあつては、準耐火建築物(建築基準法第三条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下この条及び第四十五条において同じ)とすることができる。
イ (略)
ロ 薬室等が二階又は地階に設けられている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

七 (1) 当該介護施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を設けしない市町村にあつては、市町村長。第四十五条第四項において同じ)又は消防署長と相談の上、第三十二条第一項の規定による計画に入所者の目撃かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
(2) 第三十二条第一項の規定による計画については、同様の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
三・三 (略)
四 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法規則(昭和三十年の十八(第二項第四号から第六号までを除く)、第三十条の十九、第三十条の二十二、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第二項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十三第二項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替へるものとする。

五・八 (略)
(介護施設サトシの取次方針)
第十六条 (略)
六 介護施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(サトシ電話装置その他の機器(以下「サトシ電話装置等」とい)を活用して行うことができるものとする)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。

二 診察室
イ・ロ (略)
(新設)
三・十 (略)
三 (略)
(構造設備の基準)
第六条 介護施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
一 介護施設の建物(入所者の業務生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第二条第九号)に規定する耐火建築物をいう。以下この条及び第四十五条において同じ)とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は三階建ての介護施設の建物にあつては、準耐火建築物(建築基準法第三条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下この条及び第四十五条において同じ)とすることができる。
イ (略)
ロ 薬室等が二階又は地階に設けられている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

七 (1) 当該介護施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を設けしない市町村にあつては、市町村長。第四十五条第四項において同じ)又は消防署長と相談の上、第三十二条の規定による計画に入所者の目撃かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
(2) 第三十二条第一項の規定による計画については、同様の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
三・三 (略)
四 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法規則(昭和三十年の十八(第二項第四号から第六号までを除く)、第三十条の十九、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替へるものとする。

五・八 (略)
(介護施設サトシの取次方針)
第十六条 (略)
六 介護施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催することともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。

(業務継続計画の策定等)

第三十條の二 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスを提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といふ。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要措置を講じなければならない。

二 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

三 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の策定を行うものとする。
(非常災害対策)

第三十二條 (略)

二 介護医療院は、前項に規定する訓練を基礎に当たって、地域住民の参加が得らるよう連携に努めなければならない。
(衛生管理等)

第三十三條 (略)

二 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（ナースと電話業務等を担当して行うことができるものとする）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果に基づいて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 (略)

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

四 (略)

三 (略)

三 (略)

第三十五條 (略)

二 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生時の防止及び発生時の対応)

第四十條 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 事故発生防止のための委員会（ナースと電話業務等を担当して行うことができるものとする）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

二・三・四 (略)

(虐待の防止)

第四十條の二 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（ナースと電話業務等を担当して行うこと）を定めるものとする。定期的に開催するとともに、その結果に基づいて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を策定すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
(基本方針)

第四十四條 (略)

三 (略)

二 (略)

二 (略)

四 エユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等調剤報酬その他必要な情報を用い、適切かつ有効に以下のような努めなければならない。

(厚生労働省令で定める施設)

第四十五條 (略)

二 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 エユニット

イ 療養室

(1) (略)

(2) 療養室は、いずれかのエユニットに属するものとし、当該エユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のエユニットの入居者の定員は、原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えるものとする。

(3) 一の療養室の床面積等は、十六平方メートル以上とする。ただし、(1)ただし書の割合が二割以上ある場合は、二十一・三平方メートル以上とする。

(前略)

(前略)

(4) (略)

(7) (略)

二 診察室

イ・ロ (略)

ハイ・ロ 臨床検査室において検体検査を実施する場合は、医療法施行規程第九條の七から第九條の十の三までの規定を適用する。

三 (略)

(略)

(新設)

二 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（ナースと電話業務等を担当して行うことができるものとする）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果に基づいて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 (略)

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 (略)

三 (略)

第三十五條 (略)

(新設)

二 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

二・三・四 (略)

(新設)

二 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（ナースと電話業務等を担当して行うこと）を定めるものとする。定期的に開催するとともに、その結果に基づいて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 (略)

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 (略)

三 (略)

第三十五條 (略)

(新設)

二 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

二・三・四 (略)

(新設)

二 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（ナースと電話業務等を担当して行うこと）を定めるものとする。定期的に開催するとともに、その結果に基づいて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 (略)

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 (略)

三 (略)

第三十五條 (略)

(新設)

二 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

二・三・四 (略)

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めることによる。

一 ユニット型介護医療院の建物（住居の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び本項において同じ。）は、耐火建築物とする。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

イ (趣)

ロ 廊下等を二階又は地階に設けしる場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十四条において適用する第三十二條第一項の計画に居室の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第五十四条において適用する第三十二條第一項の規定による訓練については、同項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) (趣)

二、八 (趣)

九 (略)

五 (介護医療院サービスの取次方針)

第四十七條 (趣)

二、七 (趣)

八 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を用いて行うことのできるものとする）を三月に一回以上開催することとし、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二、三 (趣)

九 (運営規程)

第五十一條 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

一、七 (趣)

九八 (虐待の防止のための措置に関する事項)

九八 (略)

第五十二條 (趣)

二、三 (趣)

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（通称「准看護士」、介護福祉士、介護支援専門員、法第百九十二條第二項に規定する専攻士等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に関する種々の研修を実施し、そのために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる当該労働者の言動又は感情的な態度を苛酷とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(趣)

第五十四條 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十條の三まで、第二十三條、第二十五条から第十八条まで、第三十二條の二及び第三十三條から第四十二條までの規定は、ユニット型介護医療院について適用する。この場合において、第七條第二項中「第二十九條に規定する運営規程」とあるのは「第五十一條に規定する重要事項に関する規程」とし、第二十七條第二項中「この号」とあるのは「第三号」とし、第三十二條第二項第四号中「第十六條第五項」とあるのは「第四十七條第五項」と読み替えるものとする。

(電磁的記録)

第五十五條 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他のこれらに類するもの（以下「命令の規定において書画（書画、書類、文書、帳本、抄本、正本、副本、原本、親本その他の文字、図形その他の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行つたこと」を記録されている又は記録されるもの（第二十三條第一項（第五十四條において適用する場合を含む。）及び第三十三條第一項（第五十四條において適用する場合を含む。）並びに第四項に規定するものを除く。）については「書画」に代えて、当該書画に添付する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）と）で行つたことのできる。

2 介護医療院及びその従業者は、次に掲げる事項を、次に掲げる方法のうちこれらに類するもの（以下「付録」という。）のうち、この命令の規定において書画で行つたことが規定されている又は規定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書画に代えて、電磁的付録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）とすることができる。

附 則

第十一條 病床を有する診療所の開設者か、当該診療所の開設者令第六年三月三十一日までの間に転換を行つた介護医療院を開設する者にかつては、当該介護医療院の給室については、第五條第二項第七号及び第四十五條第一項第五号の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一階建てのほか、入浴、入館を必要とする者のために適した設備を設けることとする。

(介護医療院法施行規則（昭和三十二年厚生省令第三十六号）の附則を次の表のようになす。

改	正	後
第三十四條の十 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十八條、第二十二條、第二十四條、第二十七條及び第三十二條の規定は指定居宅介護支援等法人について適用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第十八條、第二十二條及び第二十四條中「指定居宅介護支援事業」とあるのは「正副社務受託事務所」とし、指定居宅介護支援等基準第十八條中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務所」とする。		

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めることによる。

一 ユニット型介護医療院の建物（住居の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び本項において同じ。）は、耐火建築物とする。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

イ (趣)

ロ 廊下等を二階又は地階に設けしる場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十四条において適用する第三十二條の計画に居室の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第五十四条において適用する第三十二條の規定による訓練については、同項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) (趣)

二、八 (趣)

九 (略)

五 (介護医療院サービスの取次方針)

第四十七條 (趣)

二、七 (趣)

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催することとし、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二、三 (趣)

九 (運営規程)

第五十一條 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

一、七 (趣)

八 (略)

九八 (虐待の防止のための措置に関する事項)

九八 (略)

第五十二條 (趣)

二、三 (趣)

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(趣)

第五十四條 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十條の三まで、第二十三條、第二十五条から第十八条まで及び第三十二條から第四十二條までの規定は、ユニット型介護医療院について適用する。この場合において、第七條第二項中「第二十九條に規定する運営規程」とあるのは「第五十一條に規定する重要事項に関する規程」とし、第二十七條第二項中「この号」とあるのは「第三号」とし、第三十二條第二項第四号中「第十六條第五項」とあるのは「第四十七條第五項」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

附 則

(新設)

改	正	前
第三十四條の十 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十八條、第二十二條、第二十四條、第二十七條及び第三十二條の規定は指定居宅介護支援等法人について適用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第十八條、第二十二條及び第二十四條中「指定居宅介護支援事業」とあるのは「正副社務受託事務所」とし、指定居宅介護支援等基準第十八條中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務所」とする。		

(後掲部分)は改正部分

